

第二部

各小委員会の活動報告

- A. 「市場動向分析小委員会」**
- B. 「ガイドライン推進小委員会」**
- C. 「資格制度検討小委員会」**

A.「市場動向分析」小委員會報告

2016 年 5 月

「市場動向分析」小委員會

第1章 市場動向分析小委員会の活動

1.1 目的

市場動向分析小委員会(以降、当小委員会)の目的は、公的統計調査市場における諸情報を収集・分析し、市場動向の現状や方向性の把握に資する有用な情報を内外に提供することである。

1.2 検討課題

当小委員会では主に以下の課題を検討した。

- (1)府省における民間事業者を活用した案件の落札情報
- (2)「調査インフラ等に関する実態調査」結果

1.3 検討方法

本年度も昨年度に引き続き、上記に掲げた課題について公的統計調査市場における情報を収集し、分析を加えた。

府省における民間事業者を活用した案件の落札情報は、統計月報等による案件のリストアップ、各府省のホームページにおける落札情報、実施部局からのヒアリング等によって収集を行っている。収集後の情報は府省別、委託先別等の視点で分析を加えている。

JMRA 会員社を対象として行っている調査は、2008 年度より数え本年度で 8 回目となつた。「調査インフラ等に関する実態調査」と改称してからは 4 回目の調査となっていいる。

1.4 運営体制

当小委員会は以下のメンバーで運営した。

- ◎(株)サーベイリサーチセンター 斎藤 穎彦
○(株)インテージリサーチ 鋤柄 卓也
○(株)ビデオリサーチ 森 正実
(株)インテージ 土屋 薫
(株)日本リサーチセンター 吉田 佳子
(株)マーシュ 里村 雅幸
◎：リーダー ○：サブリーダー

第2章 検討結果の要約

2.1 公的統計の民間開放の状況

2015年度の民間事業者等を活用した公的統計は91本(非公表の3案件を除く)、60億664万円であった。このうち、JMRA会員社における受託金額の合計は42億905万円であり、全体の約7割を占めている。

府省別に見ると、経済産業省が27本、29億円であり、本数・金額ともに最大であった。本数では国土交通省16本、内閣府11本、厚生労働省と農林水産省が10本と続いている。金額では総務省10億円、厚生労働省と国土交通省が5億円、農林水産省4億円の順となっている。

落札情報の収集活動における課題および問題点について、下記のような点があげられる。①統計月報の7月から翌年1月までの情報が年度末にまとめて公開という状況もあり、計画的な収集活動が困難であったこと、②府省によって情報の所在状況が異なり、効率的な収集活動を行いにくかったこと等である。なお、各府省における落札情報の掲載状況は表3-1-1にまとめたとおり、掲載されている内容やホームページの構造にも差異が認められている。

表II A-2-1 2015年度における民間事業者を活用した統計調査の総括表

	総計	JMRA会員社	シンクタンク	その他の民間	団体
総計	91	36	6	34	15
	600,664	420,905	53,723	98,320	27,715
内閣府	11	7	1	3	
	37,108	25,729	10,493	886	—
総務省	7	4		3	
	95,979	88,006	—	7,973	—
財務省	1			1	
	3,968	—	—	3,968	—
文部科学省	2	1		1	
	3,430	2,538	—	892	—
厚生労働省	10	3	2	4	1
	54,224	35,839	9,264	8,203	918
農林水産省	10	4		3	3
	39,003	18,461	—	709	19,833
経済産業省	27	9	2	7	9
	288,367	197,728	32,130	53,449	5,060
国土交通省	16	5		10	1
	53,106	30,597	—	20,859	1,650
環境省	7	3	1	2	1
	25,478	22,006	1,836	1,382	254

注1 表3-1-2を集計、編集して作成。

注2 各欄の上段は受託本数(単位:本)、下段は受託金額(単位:万円)を表す。

2.2 JMRA 会員社の調査インフラ等の状況（「調査インフラ等に関する実態調査」より）

JMRA の会員社に対する調査は、本年度で 8 回目となり、「調査インフラ等に関する実態調査」と調査タイトルを改称してからは 4 回目の調査となる。主に聴取をしたのは、「ISO20252 等の認証資格」、「調査員」、「社員や調査員の研修」、「社員の資格」、「調査手法別の実施状況」、「府省からの委託業務への参入意向」についてである。昨年度まで聴取項目としていた「エリア別調査員人数」、「統計調査員の兼務割合」の質問は、毎年回答の変化が小さいことから隔年実施として、今回は休止質問とした。「官公庁業務の受託状況」の質問について、回答結果と府省から公開される落札情報をまとめた結果に乖離があり、今年度より聴取項目から除外した。

2015 年度の聴取項目のうち、「ISO20252 等の認証資格」、「社員の資格」、「調査手法別の実施状況」、「府省からの委託業務への参入意向」について、調査結果概要を下記に記す。詳細については巻末の資料編を参照されたい。

ISO20252 の認知率は 9 割に達するものの、取得率は 1 割であり、大多数の会員社が取得予定なしと回答している。ISO20252 は約 3 割の会員社が必要性を感じると回答している。必要性を感じている理由としては、「クライアントからの信頼向上」、「社内の品質管理、マネジメント向上」、「リサーチ業界の地位向上」が上位にあがっている。必要性を感じていない理由としては、「取得するメリットが感じられない」、「クライアントが規格認証にこだわらない」、「公的統計などの官公庁業務が少ない」等があがっている。

社員の資格について、統計調査士が 20 社、227 人、専門統計調査士も同数である。2015 年度は 2014 年度に比べ、専門統計調査士、統計調査士ともに総受験者数に占める JMRA 会員社の受験者数の割合が減少している。JMRA 会員社における専門統計調査士の支援状況は、専門統計調査士および統計調査士の推奨が選択的推奨を合わせても 5 割に届いていない。何らかの費用負担をする社が受験者に全額個人負担をさせる社数を下回っている。統計調査士・専門統計調査士受験対策講座の認知が約 7 割であり、このうち約 1 割が参加している。非参加理由としては、日程の問題や受講希望者がいないといった意見があがっている。統計調査士および専門統計調査士に関する意見としては、推奨をする回答がある一方で、必要性がないといった意見が見受けられる。

JMRA 合計の調査手法別の実施案件本数について、訪問調査は 789 本、郵送調査は 1,015 本、インターネット調査は 2 万 5,303 本となっている。その他、グループインタビューが 6,788 本、C L T 等の集合調査が 2,731 本、電話調査が 379 本、ミステリーショッパーが 145 本となっている。会員社におけるインターネット調査の 1 週間で回収が見込める最大サンプル数について、会員社の平均値は 24 万サンプル、最大値は 110 万サンプルであった。インターネット調査の自社パネル保有率は約 3 割(18 社)であった。

2014 年度に受託した官公庁案件の変動費は、4 割超の会員社が 70% 以上となっている。参入意向を業務タイプ別に聴取した結果、「実査から集計までの一貫型」の参入意向度が高い。参入を希望する調査手法は、郵送調査とインターネット調査が上位となっている。会員社におけるプロジェクト単位の自社で対応可能な最大サンプル数は、訪問調査で事業所・企業、一般世帯・個人ともに 3 万サンプル、郵送調査もともに 150 万サンプルであった。官公庁業務への参入に向けた主要な対応策は、「人材(社員)の育成」が最も高く、「人材(社員・アルバイト)の増員」、「調査員の教育」、「調査員の確保」と続いている。

第3章 公的統計の民間開放の状況

3.1 2015年度公的統計の民間開放の状況

2015年度における公的統計の民間開放の状況を把握するにあたっては、主に下記の2ステップで情報収集・整備を行った。

1つ目のステップでは、民間事業者を活用している公的統計のリストアップを行った。なお、当小委員会での民間事業者の活用とは「調査客体からのデータ収集を中心業務として、その前後の調査票の配布、問い合わせ対応、督促、回収、疑義照会等の連続した作業工程を含む包括的な業務の委託」と定義している。リストは主に、下記の条件に該当する案件を対象とした。その条件とは、①「統計月報」総務省政策統括官(統計基準担当)に掲載されている基幹統計および一般統計において、調査系統に「民間事業者」と記述されているもの、②昨年度の当小委員会の作成資料において調査周期が毎年となっていたもの、③前々年度以前の当小委員会の作成資料において調査周期が隔年以上の周期で2015年度が実施年度に該当するとみられるものである。

2つ目のステップでは委託先と契約金額の確認を行った。具体的には、各府省ホームページの調達情報・仕様書情報の閲覧、各府省の統計主管部局や会計課ないしは実施部局への電話での照会および訪問等によって確認を行った。確認内容は種別、調査名、調査手法、調査周期、委託先、契約金額とした。

表 II A-3-1 各府省のホームページにおける落札情報の掲載状況について

		落札情報ページへのパス							
	トップページURL	1階層	2階層	3階層	4階層	5階層	6階層	外部サイト	
内閣府	http://www.cao.go.jp/	トップページ >調達情報（画面下部関連情報・関連サイトバー）	各種公示（入札・落札・意見招請・資料提供要請等）（調達情報掲載サイト）	落札者等の公示	統一資格審査申請・調達情報検索サイト（外部サイト） >落札者等の公示	検索画面 ※分類・調達期間・調達期間所在地・官報掲載日・調達案件名が入力可能	調達案件一覧表示	http://www.chatatujoho.go.jp/csjs/pr005/JohoInActionJP.do	
総務省統計局	http://www.stat.go.jp/	トップページ >【インフォメーション】内調達情報（画面中段右側）	公共調達の適正化に基づく	該当年・月のPDFまたはエクセル選択					
総務省	http://www.soumu.go.jp/	トップページ 【申請・手続】内 >調達情報・電子入札（画面右側バー）	調達情報・電子入札	調達情報	【総務省内の調達情報提供】大臣官房会計課など各部局、施設を選択	公共調達に係る公表 ※大臣官房会計課の場合	該当年・月のPDFまたはエクセル選択		
財務省	https://www.mof.go.jp/	トップページ >調達情報（画面中程右側のバー）	調達情報	入札・落札等情報（物品・役務）	該年度選択				
厚生労働省	http://www.mhlw.go.jp/	トップページ 【申請・募集・情報公開】（画面上部の右端） >調達情報	調達情報一覧	厚生労働省本省 ※本省場合。 そのほか、各部局、施設の選択が可能。	落札公示 ※本省の場合。	該当案件官報掲載日選択			
農林水産省	http://www.maff.go.jp/	トップページ >【調達・入札】 調達情報・公表事項（画面下部右側）	【調達・入札】 >調達情報・公表事項	入札公告等の情報（物品・役務/建設工事及び測量・建設コンサルタント関係）	随意契約に関する公示落札者の公示（WTO対象案件に限る） >落札者等 ※画面左最下部	該当案件選択			
経済産業省	http://www.meti.go.jp/	トップページ >お知らせ（画面右）	調達・予算執行	入札結果・契約結果	該当年・月の競争入札または随意契約「物品役務等」「委託契約」を選択				
国土交通省	http://www.mlit.go.jp/	トップページ >お問合せ・申請（上部バー）	調達情報	調達情報	統一資格審査申請・調達情報検索サイト（外部サイト） >落札者等の公示	検索画面 ※分類・調達期間・調達期間所在地・官報掲載日・調達案件名が入力可能	調達案件一覧表示	http://www.chatatujoho.go.jp/csjs/pr005/JohoInActionJP.do	
環境省	http://www.env.go.jp/	トップページ >申請・届出・公募（画面上部）	調達情報	過去の契約情報	契約情報の公表	該当契約年選択	該当契約月・競争入札・随意契約選択		

	落札情報の掲載内容										
	品目分類番号	調達件名及び数量	調達方法	契約方式	落札決定日	落札者の氏名及び住所	落札価格	入札公告日または公示日	随意契約の場合はその理由	指名業者名	落札方式
内閣府	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
総務省 統計局	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総務省	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
財務省	-	あり(調達件名のみ)	あり	あり	あり	あり	あり(税込み)	あり(入札公告日のみ)	-	-	あり
厚生労働省	あり	あり	あり	あり	あり(随意契約の場合は契約日)	あり(随意契約の場合は契約者)	あり(随意契約の場合は契約価格)	あり	あり	あり(指名競争入札の場合)	あり
農林水産省	あり	あり	あり	あり	あり(随意契約の場合は契約日)	あり(随意契約の場合は契約者)	あり(随意契約の場合は契約価格)	あり	あり	あり(指名競争入札の場合)	あり
経済産業省	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国土交通省	あり	あり	あり	あり	あり(随意契約の場合は契約日)	あり(随意契約の場合は契約者)	あり(随意契約の場合は契約価格)	あり	あり	あり(指名競争入札の場合)	あり
環境省	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

	落札情報の掲載内容								
	予定価格	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びに部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約担当官等の氏名並びに部局の名称及び所在地	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	契約金額	落札率	その他
内閣府	あり	-	-	-	-	-	-	-	-
総務省統計局	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	公益法人の場合 公益法人の区分、国所管、都道府県所管の区分、応札・応募者数 備考※ただし現在は運用されていない（記載がない）
総務省	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	公益法人の場合 公益法人の区分、国所管、都道府県所管の区分、応札・応募者数 備考※ただし現在は運用されていない（記載がない）
財務省	-	-	-	-	-	-	-	-	-
厚生労働省	あり	-	-	-	-	-	-	-	-
農林水産省	あり	-	-	-	-	-	-	-	-
経済産業省	あり ※非公表の場合が多い	あり（契約件名及び数量）	あり	あり	あり	あり	あり	あり ※非公表の場合が多い	公益法人の場合 公益法人の区分、国所管、都道府県所管の区分、応札・応募者数、備考
国土交通省	あり	-	-	-	-	-	-	-	調達機関番号、所在地番号
環境省	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	公益法人の場合 公益法人の区分、国所管、都道府県所管の区分、応札・応募者数、備考

	落札情報の掲載				
	案件名等の検索機能	案件の掲載期間	案件の掲載単位	個別案件の表示形式	付帯情報の掲載
内閣府	あり	2014/12～	官報掲載の都度 (1日単位)	h t m l 形式	落札情報のみ
総務省 統計局	なし	2014/7～	1か月	P D F ・エクセル形式	備考欄あり
総務省	なし	2014/7～	1か月	P D F ・エクセル形式	備考欄あり
財務省	なし	2013/4～	1年	h t m l 形式	入札公告も同時に表示
厚生労働省	なし	2005/5～	官報掲載の都度 (1日単位)	html形式	落札情報のみ
農林水産省	なし	2013/10～	官報掲載の都度 (1日単位)	h t m l 形式	落札情報のみ
経済産業省	なし	2007/4～	1か月	h t m l 形式	備考欄あり
国土交通省	あり	2015/4～	官報掲載の都度 (1日単位)	html形式	落札情報のみ
環境省	なし	2006/5～	1か月	P D F ・エクセル形式	備考欄あり

注 JMRA 公的統計基盤整備委員会調べ。(各府省のホームページの情報は 2016 年 4 月時点)

表 II A-3-2 2015 年度民間事業者を活用した統計調査の一覧

No.	種別	公的統計調査名 (所管部課局名)	調査手法	周期	根拠法	委託先	契約金額(税込) (単位:円)	備考
総合計								6,006,635,883
【内閣府】								371,082,560
1	一般	消費動向調査 (経済社会総合研究所景気統計部)	郵送、調査員	毎月	公共	JMRA会員社	99,995,000 (299,985,000)	3-③
2	一般	企業行動に関するアンケート調査 (経済社会総合研究所景気統計部)	郵送、オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	4,079,160	
3	一般	企業行動に関するアンケート調査(試験調査) (経済社会総合研究所景気統計部)	郵送	1回限り	会計	その他の民間	2,030,400	
4	一般	民間企業投資・除却調査 (経済社会総合研究所国民経済計算部国民資産課)	郵送、オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	48,060,000	
5	一般	民間非常利団体実態調査 (経済社会総合研究所国民経済計算部国民支出課)	郵送	毎年	会計	その他の民間	3,402,000	
6	一般	景気ウォッチャ調査 (政策統括官(経済財政分析担当)付参事官(地域担当)室)	オンライン(電話自動応答システム等)	毎月	会計	シンクタンク	104,932,800	
7	一般	市民の社会貢献に関する実態調査 (政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(市民活動促進担当))	郵送、オンライン、FAX	毎年	会計	JMRA会員社	7,128,000	
8	一般	特定非常利活動法人に関する実態調査 (政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(市民活動促進担当))	郵送、オンライン、FAX	毎年	会計	その他の民間	3,423,600	
9	一般	青少年のインターネット利用環境実態調査 (政策統括官(共生社会政策担当)付参事官青少年環境整備担当)	郵送、調査員、オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	22,572,000	
10	一般	若者の生活に関する調査 (政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(青少年支援担当)付)	調査員	1回限り	会計	JMRA会員社	23,760,000	
11	一般	高齢者の生活と意識に関する国際比較調査 (政策統括官(共生社会政策担当)付高齢社会対策担当)	調査員	5年	会計	JMRA会員社	51,699,600	
【総務省】								959,791,565
12	一般	家計消費状況調査 (統計局統計調査部消費統計課)	郵送、調査員、オンライン	毎月	会計	JMRA会員社	375,660,000 (1,126,980,000)	3-②
13	一般	サービス産業動向調査(B) (統計局統計調査部経済統計課)	郵送、調査員	毎月	公共	JMRA会員社	364,000,000 (1,092,000,000)	3-②
14	基幹	科学技術研究調査 (統計局統計調査部経済統計課)	郵送、オンライン	毎年	公共	その他の民間	24,869,725 (74,609,175)	3-②
15	一般	就業希望の把握に関する準備調査 (統計局東経調査部労働力人口統計室)	調査員	1回限り	会計	JMRA会員社	131,760,000	
16	一般	情報通信業基本調査(総務省実施分) (情報通信国際戦略局情報通信政策課)	郵送、オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	8,640,000	
17	一般	通信利用動向調査 (情報通信国際戦略局情報通信政策課情報通信経済室)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	49,137,840	
18	一般	平成27年国勢調査事後調査 (統計局統計調査部国勢統計課)	郵送、オンライン	1回限り	会計	その他の民間	5,724,000	
【財務省】								39,676,500
19	基幹	民間給与実態統計調査 (国税庁長官房企画課)	郵送、オンライン	毎年	公共	その他の民間	39,676,500 (158,706,000)	4-②
【文部科学省】								34,303,122
20	一般	民間企業の研究活動に関する調査 (科学技術政策研究所調査調整課課)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	8,923,122	
21	一般	全国イバーチン調査 (科学技術・学術政策研究所第1研究グループ)	郵送、オンライン	3年	会計	JMRA会員社	25,380,000	
【厚生労働省】								542,238,379
22	一般	雇用動向調査 (大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課)	郵送	毎年	会計	その他の民間	30,132,000	
23	一般	就労条件総合調査 (大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課賃金福祉統計室)	郵送、調査員	毎年	公共	JMRA会員社	20,532,139 (61,596,418)	3-①
24	一般	社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査 (大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課社会統計室)	郵送、オンライン	毎年	公共	JMRA会員社	290,880,000 (872,640,000)	3-①
25	一般	介護事業実態調査 (老健局老人保健課)	郵送、オンライン	3年	会計	シンクタンク	77,736,240	
26	一般	特定保険医療材料・再生医療等製品価格調査 (医政局経済課)	郵送、オンライン	2年	会計	団体	9,180,000	
27	一般	生活衛生関係営業経営実態調査 (健康局生活衛生課)	郵送、調査員	毎年	会計	その他の民間	11,437,200	
28	一般	能力開発基本調査 (職業能力開発局総務課基盤整備室)	郵送、調査員、オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	46,980,000	
29	一般	障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査 (社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課評価・基準係)	郵送、オンライン	毎年	会計	シンクタンク	14,904,000	
30	一般	最低賃金に関する基礎調査 (労働基準局労働条件政策課賃金時間室)	郵送	毎年	会計	その他の民間	26,460,000	
31	一般	中国残留邦人等実態調査 (社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室)	郵送	不定期	会計	その他の民間	13,996,800	

No.	種別	公的統計調査名 (所管部課局名)	調査手法	周期	根拠法	委託先	契約金額(税込) (単位:円)	備考
【農林水産省】								
32	一般	畜産物流調査 (大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室)	郵送、調査員、オンライン、電話、FAX	実施日	会計	その他の民間	3,996,000	
33	基幹	牛乳乳製品統計調査 (大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室)	郵送、調査員、オンライン	毎月	公共	JMRA会員社	9,659,650 (28,978,950)	3-③
34	一般	生鮮野菜価格動向調査 (大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室)	郵送、オンライン、FAX	毎月	公共	JMRA会員社	5,328,400 (15,985,200)	3-③
35	一般	食品口統計調査(外食調査) (大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室)	調査員	毎年	会計	団体	10,908,000	
36	一般	木材流通統計調査(B) (大臣官房統計部生産流通消費統計課)	郵送、オンライン、FAX	毎月	公共	団体	6,300,000 (18,900,000)	3-③
37	一般	内水面漁業生産統計調査 (大臣官房統計部生産流通消費統計課)	郵送、調査員、オンライン、FAX	毎年	公共	JMRA会員社	64,882,296 (259,529,184)	4-①
38	一般	農業物価統計調査 (大臣官房統計部経営・構造統計課)	郵送、調査員、オンライン、FAX	毎月	公共	JMRA会員社	104,738,400 (523,692,000)	5-①
39	一般	食品製造業におけるHACCP手法の導入状況実態調査 (食料産業局企画課)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	1,663,200	
40	一般	花き産業振興総合調査 (生産局農産物園芸作物課花き産業・施設園芸振興室)	郵送、電子メール	毎年	会計	その他の民間	1,428,310	
41	一般	産地水産物流調査及び冷蔵水産物流通調査 (水産庁漁政部加工流通課)	郵送、オンライン、FAX	毎年	会計	団体	181,126,800	
【経済産業省】								
42	基幹	経済センサス活動調査(本社一括等直轄調査) (大臣官房調査統計グループ構造統計室)	郵送、オンライン	5年	会計	JMRA会員社	1,349,946,000 (2,699,892,000)	2-①
43	基幹	工業統計調査(後期分) (大臣官房調査統計グループ構造統計室)	郵送、オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	104,760,000	
44	基幹	経済産業省企業活動基本調査 (大臣官房調査統計グループ企業統計室)	郵送、オンライン	毎年	公共	JMRA会員社	127,116,000 (381,348,000)	3-①
45	一般	情報通信業基本調査(経済産業省実施分) (大臣官房調査統計グループ企業統計室)	郵送、オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	70,740,000	
46	一般	海外事業活動基本調査 (大臣官房調査統計グループ企業統計室)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	46,440,000	
47	一般	海外現地法人四半期調査 (大臣官房調査統計グループ企業統計室)	郵送、オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	20,938,698	
48	一般	純粋持株会社実態調査 (大臣官房調査統計グループ企業統計室)	郵送	毎年	会計	その他の民間	9,599,040	
49	基幹	特定サービス産業実態調査 (大臣官房調査統計グループ構造統計室)	郵送、オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	226,694,189	
50	一般	特定サービス産業動態統計調査 (大臣官房調査統計グループサービス動態統計室)	郵送、オンライン	毎月	会計	JMRA会員社	32,711,040	
51	一般	産業連閣構造調査(鉱工業投入調査) (大臣官房調査統計グループ調査分析支援室)	郵送	5年	会計	JMRA会員社	20,941,200	
52	一般	工場立地動向調査 (経済産業政策局地域経済産業グループ立地環境整備課)	郵送	半年	会計	その他の民間	2,228,244	
53	一般	容器包装利用・製造等実態調査 (産業技術環境局サーキル推進課)	郵送、オンライン、FAX	毎年	会計	シンクタンク	41,580,000	
54	一般	鉄鋼需給動態統計調査及び鉄鋼生産内訳月報 (製造産業局鉄鋼課)	郵送、オンライン	毎月	会計	団体	2,739,960	
55	一般	鉄鋼需給動態統計調査(特殊鋼材需給月報) (製造産業局鉄鋼課)	郵送、オンライン	毎月	会計	団体	992,711	
56	一般	碎石等動態統計調査 (製造産業局住宅産業窯業建材課)	郵送	四半期	会計	団体	3,399,840	
57	一般	生コンクリート流通統計調査 (製造産業局住宅産業窯業建材課)	郵送	四半期	会計	その他の民間	4,125,600	
58	一般	金属加工統計調査(金属プレス加工月報) (製造産業局産業機械課素材形材産業室)	郵送	毎月	会計	団体	1,647,187	
59	一般	繊維流通統計調査(繊維原料月報、糸月報及び織物月報) (製造産業局繊維課)	郵送	毎月	会計	団体	3,562,920	
60	一般	外資系企業動向調査 (貿易経済協力局貿易振興課)	郵送	毎年	会計	その他の民間	19,440,000	
61	一般	エネルギー消費状況調査(エネルギー消費統計調査) (資源エネルギー庁総合政策課戦略企画)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	450,131,819	※(国庫債務負担行為に係るもの)
62	基幹	石油製品需給動態統計調査 (資源エネルギー庁資源・燃料部政策課)	郵送、オンライン	毎月	公共	団体	33,960,000 (101,880,000)	3-②
63	一般	石油輸入調査 (資源エネルギー庁資源・燃料部政策課)	郵送、オンライン	毎月	公共	団体	上記金額に含む	
64	一般	石油設備調査 (資源エネルギー庁資源・燃料部政策課)	郵送、オンライン	2年	公共	団体	上記金額に含む	
65	一般	非鉄金属等需給動態統計調査 (資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課)	郵送、オンライン、FAX	毎月	会計	その他の民間	2,525,281	
66	一般	エネルギー消費状況調査(経済産業省特定業種石油等消費統計調査) (資源エネルギー庁総合政策課戦略企画室)	郵送、オンライン	毎月	会計	団体	4,293,000	
67	一般	知的財産活動調査 (特許庁総務部企画調査課)	郵送	毎年	会計	JMRA会員社	23,436,000	
68	一般	中小企業実態基本調査 (中小企業庁事業環境部企画課調査室)	郵送、オンライン	毎年	会計	シンクタンク	279,720,000	

No.	種別	公的統計調査名 (所管部課局名)	調査手法	周期	根拠法	委託先	契約金額(税込) (単位:円)	備考
【国土交通省】								
69	一般	幹線旅客流動実態調査 (総合政策局情報政策課)	調査員	5年	会計	団体	16,500,000	
70	一般	建築物リオーム・リユース調査 (総合政策局情報政策課建設経済統計調査室)	郵送、オンライン	半年	会計	その他の民間	4,503,600	
71	一般	建設関連業等の動態調査 (総合政策局情報政策課建設経済統計調査室)	郵送、オンライン	毎月	公共	その他の民間	3,391,500 (10,174,500)	3-③
72	基幹	自動車輸送統計調査及び自動車燃料消費量調査 (総合政策局情報政策課交通経済統計調査室)	郵送	毎月	会計	その他の民間	82,814,400	
73	基幹	内航船舶輸送統計調査 (総合政策局情報政策課交通経済統計調査室)	郵送、オンライン	毎月	会計	その他の民間	11,255,760	
74	一般	住宅市場動向調査 (住宅局住宅政策課)	調査員	毎年	会計	JMRA会員社	21,384,000	
75	一般	民間住宅ローンの実態に関する調査 (住宅局総務課民間事業支援調整室)	郵送、FAX、電子メール	毎年	会計	JMRA会員社	1,306,800	
76	一般	土地動態調査 (土地・建設産業局企画課)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	11,124,000	
77	一般	土地保有移動調査 (土地・建設産業局参事官土地市場課)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	5,050,000	
78	一般	企業の土地取引及び土地所有・利用状況に関する調査 (土地・建設産業局不動産市場課)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	4,532,760	
79	一般	建設資材・労働力需要実態調査 (土地・建設産業局建設市場整備課)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	4,514,400	
80	一般	航空旅客動態調査 (航空局航空ネットワーク部空港施設課)	調査員	2年	会計	その他の民間	30,240,000	
81	一般	国際航空旅客動態調査 (航空局航空ネットワーク部空港施設課空港施設高度利用推進室計画係)	調査員	毎年	会計	その他の民間	51,160,098	
82	一般	旅行・観光消費動向調査 (観光庁観光戦略課調査室)	郵送	四半期	会計	JMRA会員社	51,624,000	
83	一般	宿泊旅行統計調査 (観光庁観光戦略課調査室)	郵送、オンライン	四半期	会計	JMRA会員社	134,676,000	
84	一般	訪日外国人消費動向調査 (観光庁観光戦略課調査室)	調査員	四半期	会計	JMRA会員社	96,984,000	
【環境省】								
85	一般	産業廃棄物排出・処理状況調査 (大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)	オンライン	毎年	会計	団体	2,538,000	
86	一般	環境経済観測調査 (総合環境政策局環境計画課環境経済政策調査室)	郵送、オンライン、FAX	半年	会計	シンクタンク	18,360,000	
87	一般	環境にやさしい企業行動調査 (総合環境政策局環境経済課)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	2,700,000	
88	一般	環境保健サーベイランス調査(6歳児) (総合環境政策局環境保健部企画課保健業務室)	郵送	毎年	会計	その他の民間	11,124,000	
89	一般	家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査 (地球環境局総務課低炭素社会推進室)	調査員、オンライン	1回限り	会計	JMRA会員社	196,823,817	
90	一般	水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査 (水・大気環境局水環境課)	郵送、オンライン	2年	公共	JMRA会員社	16,443,637 (47,166,000)	5-④
91	一般	動物愛護管理基本指針フォローアップ等検討調査 (自然環境局総務課動物愛護管理室)	郵送、オンライン、FAX	1回限り	会計	JMRA会員社	6,793,200	

注 1 JMRA 公的統計基盤整備委員会調べ。情報ソースは下記の通り。

- (1) 総務省政策統括官(統計基準担当)「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」
- (2) 各府省ホームページにおける落札情報
- (3) 実施部局等へのヒアリング

注 2 各欄における語句等の補足および注釈は下記の通りである。

種別 基幹：基幹統計、一般：一般統計

根拠法 公共：公共サービス改革法、会計：会計法

委託先 1. JMRA会員社(賛助会員社含む)、2. シンクタンク、3. その他の民間企業、4. 団体に区分。

契約金額 ()内の金額は複数年契約の総額を表す。

備考 例えれば、3-③は3年契約の3年目であることを表す。

注 3 複数の異なる調査を一本化して発注している場合、契約金額は一本化して表記しているが、本数としては複数の調査としてカウントをしている。

注 4 複数年契約となっている公的統計の契約金額は、年度毎の金額を特定できた場合はその金額を採用し、特定できない場合は契約時の金額(総額)を契約年数で単純に除した金額を記載している。なお、2015年4月より消費税率が5%から8%に改定されているが、その金額の変化については捕捉していない。

3.2 JMRA 会員社における「その他調査」の受託実績

基幹統計、一般統計以外に民間事業者の活用がされているものとして、意識調査・世論調査、計画策定調査、調査研究といった「その他調査」があげられる。

こうした「その他調査」のうち、府省から JMRA 会員社が受託しているものについて、当小委員会では 2008 年度から継続的に調査を実施している。2015 年度では対象範囲を府省、独立行政法人・外郭団体、地方自治体とし、「その他調査」の定義を意識調査・世論調査・実態調査・市場調査、計画策定および計画策定に付随する調査、事例収集、定性調査、統計データ等の整理・加工として調査を実施した。調査は「調査インフラ等に関する実態調査」の回答社のうち、昨年度官公庁の受託実績がある会員社(29 社)を対象に自己申告形式で情報収集を行った。その結果は下記のとおりである。

JMRA 会員社における 2015 年度の「その他調査」の受託実績は、受託 12 社、受託本数 795 本、受託金額 20 億 5,716 万となっている。受託本数が最も多いのは、独立行政法人・外郭団体が 382 本、次いで地方自治体が 320 本、内閣府が 38 本、国土交通省が 14 本と続いている。受託金額が最も多いのは、地方自治体が 7 億 3,111 万円、次いで独立行政法人・外郭団体が 6 億 1,860 万円、内閣府が 3 億 7,577 万円、消費者庁が 9,130 万円と続いている。

表 II A-3-3 2015 年度 JMRA 会員社における「その他調査」の受託実績の総括表

		郵送調査	調査員調査	インターネット調査	その他	合計
合 計	社数(社)	10	9	8	12	12
	本数(本)	147	106	290	252	795
	金額(万円)	64,238	74,132	33,501	33,845	205,716
内閣府	社数(社)	3	3	3	5	7
	本数(本)	5	17	8	8	38
	金額(万円)	3,832	28,489	2,153	3,104	37,577
総務省	社数(社)	1	—	3	1	4
	本数(本)	1	—	6	1	8
	金額(万円)	581	—	1,394	360	2,335
法務省	社数(社)	—	—	—	1	1
	本数(本)	—	—	—	2	2
	金額(万円)	—	—	—	129	129
外務省	社数(社)	—	—	—	—	—
	本数(本)	—	—	—	—	—
	金額(万円)	—	—	—	—	—
財務省	社数(社)	—	1	—	1	2
	本数(本)	—	1	—	1	2
	金額(万円)	—	273	—	319	592
文部科学省	社数(社)	—	1	2	1	4
	本数(本)	—	1	3	1	5
	金額(万円)	—	1,143	591	606	2,341
厚生労働省	社数(社)	—	—	1	1	2
	本数(本)	—	—	1	1	2
	金額(万円)	—	—	864	83	947
農林水産省	社数(社)	1	—	—	1	2
	本数(本)	2	—	—	1	3
	金額(万円)	4,028	—	—	300	4,328
経済産業省	社数(社)	—	—	2	—	2
	本数(本)	—	—	4	—	4
	金額(万円)	—	—	547	—	547
国土交通省	社数(社)	1	3	—	1	4
	本数(本)	1	12	—	1	14
	金額(万円)	430	5,331	—	690	6,451
環境省	社数(社)	1	—	1	1	1
	本数(本)	1	—	1	2	4
	金額(万円)	629	—	913	4,260	5,802
国税庁	社数(社)	—	—	—	—	—
	本数(本)	—	—	—	—	—
	金額(万円)	—	—	—	—	—
警察庁	社数(社)	—	—	1	—	1
	本数(本)	—	—	1	—	1
	金額(万円)	—	—	60	—	60
消費者庁	社数(社)	1	1	1	3	5
	本数(本)	3	1	1	3	8
	金額(万円)	4,756	2,445	91	1,838	9,130
公正取引委員会	社数(社)	—	—	—	1	1
	本数(本)	—	—	—	1	1
	金額(万円)	—	—	—	490	490
その他の省庁	社数(社)	—	—	1	—	1
	本数(本)	—	—	1	—	1
	金額(万円)	—	—	18	—	18
独立行政法人 ・外郭団体	社数(社)	6	6	7	8	11
	本数(本)	20	30	210	122	382
	金額(万円)	6,281	22,051	21,935	11,593	61,860
地方自治体	社数(社)	8	5	6	10	11
	本数(本)	114	44	54	108	320
	金額(万円)	43,701	14,399	4,936	10,075	73,111

注 1 JMRA 公的統計基盤整備委員会調べ。2014 年度官公庁受託実績のある会員社への質問紙調査による。

注 2 複数の調査手法を含む業務は、主たる調査手法でカウントしている。

注 3 調査を含む計画策定および計画策定、デスクリサーチ、定性調査は、その他としてカウントしている。

第4章 「調査インフラ等に関する実態調査」結果の概要

4.1 調査概要

4.1.1 調査目的

本調査は、JMRA会員社における社員および調査員への教育・訓練の取り組みや社員の保有資格等のインフラ整備状況、府省への参入意向等について把握することを目的に実施した。

4.1.2 調査対象

JMRA正会員社(124社)

4.1.3 調査手法

e-mail調査(会員社窓口担当者へe-mailの添付ファイル形式で送付)

回収は主にe-mailの添付ファイル形式で行った。

4.1.4 調査項目

本調査における主な項目は下記のとおりである。

- (1)会員社プロフィール
- (2)ISO20252について
- (3)調査員について
- (4)社員や調査員の研修について
- (5)社員の資格について
- (6)調査手法別の実施状況について
- (7)府省からの委託業務への参入意向について

4.1.5 実査期間

2015年11月13日～27日(12月7日、2016年1月8日メール督促)

4.1.6 回収数／発送数(回収率)

63社／124社(50.8%)

4.2 調査結果のまとめ

4.2.1 ISO20252について

ISO20252の認知率は9割に達するものの、取得率は1割であり、大多数の会員社が取得予定なしと回答している。ISO20252は約3割の会員社が必要性を感じると回答している。必要性を感じている理由としては、「クライアントからの信頼向上」、「社内の品質管理、マネジメント向上」、「リサーチ業界の地位向上」が上位にあがっている。必要性を感じていない理由としては、「取得するメリットが感じられない」、「クライアントが規格認証にこだわらない」、「公的統計などの官公庁業務が少ない」等があがっている。

4.2.2 調査員について

調査員を保有している会員社の割合は約6割(35/63社)であった。調査員の募集を通年

で行っている会員社は保有社(35 社)の約 1/3(11 社)となっている。稼動可能な調査員数は、全ての調査手法を合計した人数で 1 社あたり約 455 人となっており、「訪問調査」の調査員は 26 社(1 社あたり約 380 人)が保有している。

昨今の調査員および調査員調査を取り巻く環境について課題と感じていることは、「調査員の高齢化」、「調査員のなり手(希望者)の減少」、「新しいデバイス機器への調査員の対応力」等があがっている。

4.2.3 社員や調査員の研修について

社員や調査員に行った研修のうち、「プライバシーマーク規定に基づく研修」、「個別のスキルアップ研修」、「事例報告」、「調査品質規定に基づく研修」は社員での実施割合が高く、「ロールプレイング」は調査員の実施割合のほうがやや高くなっている。社員、調査員ともに社員が実施する研修方式が最も高くなっている。調査員に対する研修は、ほとんどが社員によるものであるのに対し、社員に対しての研修は社内講師によるものだけでなく、外部講師の招聘や外部研修等幅広い方法で実施がされている。

社員や調査員の能力向上のために取り組んでいることとして、「ミス・トラブルの再発防止のための情報共有」、「O J T」、「その他統計学や分析技法に関する学習支援」が多くの会社からあがっている。

4.2.4 社員の資格について

JMRA 会員社全体での保有者数は、統計調査士が 20 社、227 人、専門統計調査士も同数である。2015 年度は 2014 年度に比べ、専門統計調査士、統計調査士とともに総受験者数に占める JMRA 会員社の受験者数の割合が減少している。JMRA 会員社における専門統計調査士の支援状況についてみると、専門統計調査士および統計調査士の推奨は選択的推奨を合わせても 5 割に届いていない。何らかの費用負担をする社が受験者に全額個人負担をさせる社数を下回っている。

統計調査士・専門統計調査士受験対策講座の認知が約 7 割であり、このうち約 1 割が参加している。非参加理由としては、日程の問題や受講希望者がいないといった意見があがっている。

統計調査士および専門統計調査士に関する意見としては、推奨をする回答がある一方で、必要性がないといった意見が見受けられる。

4.2.5 調査手法別の実施状況について

調査手法別の実施案件本数について、訪問調査は 789 本、郵送調査は 1,015 本、インターネット調査は 2 万 5,303 本となっている。その他、グループインタビューが 6,788 本、C L T 等の集合調査が 2,731 本、電話調査が 379 本、ミステリーショッパーが 145 本となっている。

会員社におけるインターネット調査の 1 週間で回収が見込める最大サンプル数について、会員社の平均値は約 24 万サンプル、最大値は 110 万サンプルであった。インターネット調査の自社パネル保有率は約 3 割(18 社)であった。

4.2.6 府省からの委託業務への参入意向について

JMRA会員社が受託した官公庁案件の変動費は、4割超の会員社が70%以上となっている。参入意向を業務タイプ別に聴取した結果、「実査から集計までの一貫型」の参入意向度が高く、参入を希望する調査手法は郵送調査とインターネット調査が上位となっている。

会員社におけるプロジェクト単位の自社で対応可能な最大サンプル数は、訪問調査で事業所・企業、一般世帯・個人ともに3万サンプル、郵送調査もともに150万サンプルであった。

官公庁業務への参入に向けた主要な対応策は、「人材(社員)の育成」が最も高く、「人材(社員・アルバイト)の増員」、「調査員の教育」、「調査員の確保」と続いている。

B.「ガイドライン推進」小委員会報告

2016 年 5 月

「ガイドライン推進」小委員会

第1章 「ガイドライン推進小委員会」と2015年度テーマについて

当小委員会は、「応札業務に関する諸問題検討」小委員会として発足した2008年以降、「民間版ガイドラインの検討」小委員会(2009～2012年度)、「ガイドライン推進」小委員会(2013～2015年度)と名称を変えながら、毎年度いくつかの具体的な統計調査の仕様書を精読・分析し、その結果を示して入札説明書・仕様書に関する提言を行ってきた¹。当小委員会がこれらの分析と提言を継続して行ってきた理由は、我々民間事業者が公的統計調査業務に応札し受託するにあたって、入札説明書・仕様書を重要視しているからにほかならない。中でも仕様書は、委託者である府省と受託者である民間事業者を結びつける最も重要な書類である。

公的統計調査の民間委託には、①会計法による入札、②公共サービス改革法(以下、「公サ法」という)による入札の2つの枠組みがある。当小委員会では2010年度と2011年度に、具体的な公サ法の入札案件の民間競争入札実施要項(=仕様書、以下「実施要項」という)を取り上げ、応札者の視点で検証を行った。その結果、公サ法案件の仕様書は応札者からみてよくできている、との結論を得た。JMRA会員社では、公サ法に基づく公的統計調査の民間委託が今後拡大することを歓迎する。

一方、当小委員会では2012年度から2014年度の3年間、各府省が統計調査業務に民間事業者を活用する際の指針、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」(2012年6月最終改正)をもとに、当小委員会独自のチェックリストを作成し、このチェックリストを用いて会計法の入札案件の仕様書がこのガイドラインに則っているか、検証を行った。この「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」は、近々2016年度末までに改定されることが予想される。そのような中、2015年3月に内閣府官民競争入札等監理委員会事務局が、入札時の一者応札の改善を図り、応札者を増やして競争性を高める目的で、「実施要項作成時における競争性改善上のチェックポイント」(以下、「競争性改善上のチェックポイント」または「チェックポイント」という)を作成した。官民競争入札等監理委員会事務局は、各府省が効率的・効果的に実施要項を作成する上で、一者応札が続く事業に限らず、「チェックポイント」を活用することを求めている。

そこで2015年度は、この「競争性改善上のチェックポイント」を仕様書の評価尺度に用いて、直近の入札で一者応札となった案件や、今後公サ法の適用もあり得る会計法案件など、これまでに取り上げていない調査の仕様書を検証し、一者応札の改善や会計法案件の公サ法適用に向けた課題の指摘、2014年度までに引き続いて応札者の視点で仕様書の改善に向けた提言を行うことにした。

¹ 第3章末「別表 JMRA公的統計基盤整備委員会・ガイドライン推進小委員会 2008～2014年度の活動概要」参照

1.1 対象案件

公開された入札説明書・仕様書等の応札書類を入手し、官民競争入札等監理委員会事務局作成の「競争性改善上のチェックポイント」及び当小委員会作成のガイドラインチェックリストを用いて検証した案件は以下の4件である。

表 II B-1-1 対象案件

	種類	府省	根拠法	落札者決定	受託状況
平成26-29年民間給与実態統計調査	基幹統計	国税庁	公サ法	総合評価	JMRA会員社受託経験なし。直近一者応札
平成27年外資系企業動向調査	一般統計	経済産業省	会計法	総合評価	JMRA会員社受託経験なし。直近一者応札
平成27年訪日外国人消費動向調査	一般統計	国土交通省 観光庁	会計法	総合評価	JMRA会員社受託経験あり
平成27年度住宅市場動向調査	一般統計	国土交通省	会計法	最低価格	JMRA会員社受託経験あり

1.2 検討課題

公サ法案件である民間給与実態統計調査の直近の入札は2014年8月に実施され、JMRA会員社以外の一者応札であった。これは内閣府官民競争入札等監理委員会事務局が2015年3月に「競争性改善上のチェックポイント」を作成し、各府省に活用を求める前に行われた入札である。そこで「チェックポイント」によって実施要項(=仕様書)を検証し、一者応札となった要因を調べる目的で分析対象とした。

外資系企業動向調査は会計法の案件で、直近の入札は2015年6月に実施され、JMRA会員社以外の一者応札であった。そこで「競争性改善上のチェックポイント」を用いて仕様書の問題点を探り、あるいは公サ法の適用に向けての課題を明らかにする目的で分析対象とした。

訪日外国人消費動向調査は、民間事業者を活用した公的統計調査のうち、会計法案件で調査の規模、周期などの点で今後、公サ法の適用対象となる可能性もあると思われるものの中で、直近の入札でJMRA会員社以外が落札している、あるいはこれまで当小委員会で取り上げたことがない、という点から分析対象とした案件である。

住宅市場動向調査も、訪日外国人消費動向調査と同様の視点で今年度の検討対象として選定した。ただし住宅市場動向調査は、会計法案件でかつ最低価格落札方式によっているため、総合評価方式による落札者決定が前提である公サ法の「競争性改善上のチェックポイント」をそのまま用いて仕様書を評価することにはやや無理があることが後にわかった。そこで、2012年度から2014年度に会計法案件の仕様書を評価する際に用いた、当小委員会作成のチェックリストも併用して分析することとした。

1.3 運営体制

入札説明書、仕様書等の分析は、1案件につき前年と同様2名の委員で担当した。「競争性改善上のチェックポイント」との対応状況の判定については、毎月の小委員会で相互に判定基準について意見交換を行い、基準の共有化を確認しながら実施した。

担当した委員は次のとおりである。

◎(一社)輿論科学協会	井田潤治
○(株)日本リサーチセンター	武井 雅
(一社)新情報センター	安藤昌代
(株)日本能率協会総合研究所	大竹正宏
(株)SRDアソシエイツ	南條晃一
(株)サーベイリサーチセンター	半田文浩(2015年12月まで)
(株)三菱総合研究所	保坂孝信
(株)日経リサーチ	保坂好寛

※敬称略、順不同、◎：リーダー、○：サブリーダー

第2章 検討結果の要約

2.1 仕様書の「実施要項作成時における競争性改善上のチェックポイント」対応状況

検討した案件の調査仕様概要は次のとおりである。

表 II B-2-1 検討した案件の調査仕様概要

調査名	調査時期 (毎月、毎年○月など。周期年調査の場合にはその周期と直近の実施年を記載)	調査対象 (○○業を営む事業所など。毎年調査対象が異なる等の場合は、直近の調査対象とその年を記載)	調査客体数 (毎年調査客体数が異なる場合は、直近の数とその年を記載)	調査系統 (本省—地方支分部局—対象など。複数の系統がある場合は主な系統を記載)	民間委託の状況 委託業務の内容(該当業務に○)				
					調査票等の印刷	調査票等の配布・回収	個票審査・疑惑照会	集計・データ入力	報告書作成
平成26－29年分民間給与実態統計調査(国税庁)	周期：毎年 実施：1月	各年12月31日現在の源泉徴収義務者のうち、民間の事業所に勤務している給与所得者(所得税の納税の有無を問わない)	標本事業所数：約3万事業所 調査対象給与所得者数：約31万人	国税庁—国税局—対象、国税庁—民間事業者—対象	○	○	○	○	—
平成27年外資系企業動向調査(経済産業省)	周期：毎年 実施：8月	各年3月末時点での外国人投資家が株式又は持分の3分の1超を所有する等の条件を満たす外資系企業	調査対象企業数：約6,000	経済産業省—民間等請負業者—対象	○	○	○	○	○
平成27年訪日外国人消費動向調査(国土交通省観光庁)	周期：毎年 実施：毎四半期	トランジット、乗員、1年以上の滞在者等を除く日本を出国する訪日外国人客	四半期毎に総数9,710サンプルを目標に実施(年間38,840サンプル)	観光庁—民間等請負業者—調査員—対象	○	○	○	○	—
平成27年度住宅市場動向調査(国土交通省)	周期：毎年 実施期間：7月(契約)～翌年3月	注文、分譲、中古、賃貸及びリフォーム住宅②、③は郵送調査、約2,800対象 分譲、中古、賃貸及び①は訪問調査：「調査区内の世帯(約2,000世帯)くまなく回って対象となる世帯を探す」となっている	注文及びリフォーム住宅②、③は郵送調査、約2,800対象 分譲、中古、賃貸及び①は訪問調査：「調査区内の世帯(約2,000世帯)くまなく回って対象となる世帯を探す」となっている	注文住宅の発送は国交省直轄(集計は民間) 他の住宅は国交省—民間等請負業者—対象	○	○	—	○	○

上記の案件についての「競争性改善上のチェックポイント」対応状況は表 II B-2-1-2 のとおりである。判定項目、判定基準、対応状況の概要は 2.1.1、2.1.2、2.1.3 のとおりである。

2.1.1 判定項目

判定の対象は、「競争性改善上のチェックポイント」(表ⅡB-2-1-2)のうち、「官民競争入札の場合のみ」などチェック項目とされていない項目(表ⅡB-2-1-2「6. 情報遮断のための措置について」など)は除いている。

また、統計調査には該当しないチェック項目、当該調査の仕様には該当しない項目は「非該当」として評価の対象外とした。

2.1.2 表ⅡB-2-1-2 の判定基準

「○」は「競争性改善上のチェックポイント」にあげられている事項について、「入札説明書・仕様書・契約書等に記載されている、妥当な扱いがされている」項目を示す。

「△」は「競争性改善上のチェックポイント」にあげられている事項について、「記載があるものの不十分である」または「要件を満たしているか判断がつかない」項目を示す。

「×」は「競争性改善上のチェックポイント」にあげられている事項について、「記載されていない」または「扱いが妥当ではない」と判断される項目である。

2.1.3 対応状況の概要

表ⅡB-2-1-2 のとおり、民間給与実態統計調査は、「チェックポイント」の作成前に行われた入札であるが、公サ法案件だけあって「○」が多くを占める。外資系企業動向調査は、会計法案件ながら、公サ法の「チェックポイント」に対しても「○」が多い。訪日外国人消費動向調査は、出国する外国人を対象に空海港で行う調査だが、統計調査では事業所対象の郵送調査が多い公サ法案件の「チェックポイント」の項目にも、「○」「△」が多くなっている。住宅市場動向調査は、会計法案件でかつ最低価格落札方式であることが影響し、「チェックポイント」でみた場合には「×」が多い結果となった。

競争性の改善や公サ法適用に向けた課題、仕様書の検証結果については、第3章で述べる。

表ⅡB-2-2 「実施要項作成時における競争性改善上のチェックポイント」への対応状況

			平成26-29年民間給与実態統計調査			平成27年外資系企業動向調査			平成27年訪日外国人消費動向調査			平成27年度住宅市場動向調査		
			○件数	△件数	×件数	○件数	△件数	×件数	○件数	△件数	×件数	○件数	△件数	×件数
	「実施要項作成時における競争性改善上のチェックポイント」項目番													
ア	1. 公共サービスの詳細な内容、確保されるべき質について		8	1	-	1	4	2	7	-	2	3	2	3
	2. 実施期間について													
イ	3. 入札参加資格について		4	-	2	5	-	2	5	-	2	-	1	7
ウ	4. 入札参加者の募集について		7	-	-	7	2	-	3	2	3	4	-	4
エ	5. 落札者決定のための評価基準等について		8	-	-	8	-	-	6	2	-	-	-	-
	6. 情報遮断のための措置について 【官民競争入札の場合のみ】													
オ	7. 情報開示について		5	4	1	3	1	1	8	3	5	-	-	22
	8. 使用させることができる国有財産について													
	9. 対象公共サービスの従事者となることを希望する者について【官民競争入札の場合のみ】													
	10. 適用される法令の特例について													
カ	11. 報告すべき事項等民間事業者が講ずべき措置について		7	1	1	7	1	-	4	2	1	2	-	8
キ	12. 損害賠償について		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ク	13. 評価について		-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計		39	7	4	31	8	5	33	9	13	9	3	44
ケ	(再掲)☆競争性の改善について、特に留意すべき項目		13	1	2	10	1	2	7	5	4	1	-	12

第3章 4つの入札案件の入札説明書・仕様書に対する評価

3.1 平成26-29年民間給与実態統計調査(国税庁)のケース

3.1.1 案件資料概要

入手した資料のタイトルと概要は以下のとおりである。()内はページ数、記載内容等を示す。本案件は公サ法に基づいて入札が行われるため、下記配付資料の「民間競争入札実施要項」が、仕様書に相当する。

平成26-29年分民間給与実態統計調査に係る業務委託
入札説明書

国税庁長官官房会計課

配付内訳

- 入札説明書(16項目 8P)
- 入札書(1P)／○委任状(2P)
- 応札条件証明書(1P)／○企画書(16P)／○誓約書(履行、秘密保持等)(1P)／○価格明細書(1P)
- 指名停止に関する申出書(1P)
- 誓約書(暴力団排除)(2P)
- 契約書(案)(9P)
- 落札予定事業者確認書(7P)
- 民間給与実態統計調査における民間競争入札実施要項(本体 20P)
別紙1(オンライン調査システムの利用に係る動作環境 1P)、別紙2(従来の実施状況に関する情報の開示 4P)、別紙3(調査の流れ図 1P)、別紙4(調査票及び調査関係書類一覧 1P)、別紙5(封入用紙等一覧表 1P)、別紙6(評価項目一覧 1P)、別紙7(問合せ・苦情等対応状況(例)1P)、別紙8(調査票回収・督促状況(例)3P)、別紙9(疑義照会状況(例)2P)、別紙10(国税庁の組織・管轄区域 2P)、参考(調査票 2P)

仕様書(=民間競争入札実施要項)の構成は以下のとおりである。

- | | |
|---|-----------------------------------|
| 1. 民間給与実態統計調査の概要 | 7. 民間給与実態統計調査における従来の実施状況に関する情報の開示 |
| 2. 民間給与実態統計調査に係る請負業務の内容及び業務遂行に当たり確保されるべき質 | 8. 民間事業者が使用できる国有財産に関する事項 |
| 3. 民間給与実態統計調査の契約期間 | 9. 契約により民間事業者が講ずべき措置等 |
| 4. 民間競争入札に参加する者に必要な資格 | 10. 契約により民間事業者が負うべき責任 |
| 5. 民間競争入札に参加する者の募集 | 11. 法第7条8項に規定する評価に関する事項 |
| 6. 落札者を決定するための評価基準及び落札者の決定方法 | 12. その他実施に関し必要な事項 |

この調査は国税庁ホームページ「民間給与実態統計調査の概要」の「沿革」によると、「昭和24年分から始まり、以後毎年実施している。昭和29年分の調査から、統計法に基づく指定統計(第77号)となり、平成19年の統計法改正により、平成20年分の調査からは基幹統計とされている」。調査目的には「この調査は、統計法に基づく基幹統計『民間給与実態統計』の作成を目的とする調査である。『民間給与実態統計』は、民間の事業所における年間の給与の実態を、給与階級別、事業所規模別、企業規模別等に明らかにし、併せて、租税収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等の基本資料とすることを目的としている」とある。調査の結果は、民間事業所で働く者の給与の実態を示すデータとして、報道などでもしばしば引用される。

3.1.2 「実施要項作成時における競争性改善上のチェックポイント」による評価結果

(1) 評価方法について

入札資料、特に仕様書(=実施要項)に「競争性改善上のチェックポイント」(2015年3月)の内容が記載されているか、妥当な扱いがされているかを検証した。下表ⅡB-3-1-1の1から13の78項目について、下記判定基準により、「○」「△」「×」の評価を行った。

表ⅡB-3-1-1 「実施要項作成時における競争性改善上のチェックポイント」(内閣府官民競争入札等監理委員会事務局作成)

- | |
|---|
| 1. 公共サービスの詳細な内容、確保されるべき質について(13項目) |
| 2. 実施期間について(1項目) |
| 3. 入札参加資格について(10項目) |
| 4. 入札参加者の募集について(9項目) |
| 5. 落札者決定のための評価基準等について(11項目) |
| 6. 情報遮断のための措置について【官民競争入札の場合のみ】(項目なし) |
| 7. 情報開示について(22項目) |
| 8. 使用させることができる国有財産について(項目なし) |
| 9. 対象公共サービスの従事者となることを希望する者について【官民競争入札の場合のみ】(項目なし) |
| 10. 適用される法令の特例について(項目なし) |
| 11. 報告すべき事項等民間事業者が講ずべき措置について(10項目) |
| 12. 損害賠償について(1項目) |
| 13. 評価について(1項目) |

【判定基準】

- 「○」：「チェックポイント」が入札説明書・仕様書等に記載がある、または扱いが妥当と判断される項目。
- 「△」：記載はあるが不十分、要件を満たしているか判断がつかない項目。
- 「×」：記載されていない、または扱いが妥当ではないと判断される項目。

(2) 「競争性改善上のチェックポイント」での評価結果

評価結果の要約は、表ⅡB-3-1-2のとおりである。78項目の評価の詳細は巻末資料のとおりである。

①総括

非該当を除く50項目中、「チェックポイント」の事項が記載されている、仕様書等で満たされている項目(「○」)は39件で78%である。「△」の7件とあわせて92%となる。この調査は、「競争性改善上のチェックポイント」が作成される前に入札が実施された公サ法案件で、「チェックポイント」の要求をおおむね満たしているものの、記載のない事項も一部(「×」4件)ある。

②各指標について

ア. 公共サービスの詳細な内容、確保されるべき質について

9項目中「○」が8、「△」が1である。「△」は、⑪「業務を行うに当たり確保すべき質を設定する際には、民間事業者の責めによらない事由(利用者や発注者の事情による数値の変動等)が含まれないよう考慮すること」で、回収率に大きな影響を与える、移転・廃業事業所の扱いや発生件数などが明確でない点で「△」とした。

イ. 入札参加資格について

6項目中「○」が4、「×」が2である。「×」は2つとも共同事業体に関することで、④「共同体による入札参加資格を定めること」、⑤「共同事業体では、グループの構成員全てに求める必要のない入札参加資格については代表者のみに求めることとし、その他の構成員については必要最低限の入札参加資格にすること」の2点はいずれも言及されていない。

ウ．入札参加者の募集について

7項目すべてが「○」である。余裕のある応札スケジュールが組まれていて、競争性を阻害するような要因はみられない。

エ．落札者決定のための評価基準等について

8項目すべてが「○」である。類似実績や民間事業者の知見・ノウハウを評価対象とするにあたっては、アンケート調査、市場調査、テレマーケティング業務を例示し、官公庁の業務実績ばかりを評価する基準とはしていない。民間の認証取得を評価対象としているが、基本的なセキュリティ対策として「Pマークまたは類似する認定」を必須項目とし、ISMSを加点項目にしている。組織の専門性の評価では、ISO9001とISO20252を加点項目にするなど、複数の認証を評価対象としている。

オ．情報開示について

10項目中「○」が5、「△」が4、「×」が1である。「×」は⑤「常勤、非常勤の職員は区分して記載する。非常勤職員等の勤務時間、従事日数、雇用目的等について注記する」という点で、従来の実施状況に関する開示情報では、常勤、非常勤の区分はなく、人件費と物件費の区分もされていない。「△」は⑤以外の従来の実施状況に関する情報で、①「対象公共サービスを外部委託によって実施している場合、当該委託費の支払額及びその内訳を開示すること。また、内訳は、新規参入者であっても積算できるよう、できる限り委託業務に沿った内容とともに、管理費の有無についても明確にすること」、②「費目ごとに年度によって金額が相当程度変動しているものについては、増減の要因(業務量の変動等)を注記する」、③「人員数は工数(人日)だけでなく、実人数を示すこと。複数の業務に重複する人員がある場合は、その旨を注記すること」、⑦「対象公共サービスの実施のために使用した施設については、施設名称、場所、使用面積、使用料(借料)等を明らかにする」の4点について、新規参入を検討する民間事業者の視点からすると情報量が少ないため、「△」とした。

カ．報告すべき事項等民間事業者が講ずべき措置について

9項目中「○」が7、「△」が1、「×」1である。「×」は①「事業終了時に提出する事業報告書について、過去の報告書の閲覧方法が示されているか」について記載がされていない点である。契約変更に関して、⑦「契約変更のための要件や手続きについて、法21条の手続きを経る必要があることを含め、記載されているか」という点で法21条に触れられていないため、「△」とした。

表ⅡB-3-1 「実施要項作成時における競争性改善上のチェックポイント」による評価結果

(2) ② 各 指 標	「実施要項作成時における競争性改善上のチェックポイント」項目番号	○ 件 数	△ 件 数	× 件 数	非 該 当 件 数	合 計
ア	1. 公共サービスの詳細な内容、確保されるべき質について	8	1	-	4	13
	2. 実施期間について	-	-	-	1	1
イ	3. 入札参加資格について	4	-	2	4	10
ウ	4. 入札参加者の募集について	7	-	-	2	9
エ	5. 落札者決定のための評価基準等について	8	-	-	3	11
	6. 情報遮断のための措置について【官民競争入札の場合のみ】					-
オ	7. 情報開示について	5	4	1	12	22
	8. 使用させることができる国有財産について					-
	9. 対象公共サービスの従事者となることを希望する者について 【官民競争入札の場合のみ】					-
	10. 適用される法令の特例について					-
カ	11. 報告すべき事項等民間事業者が講ずべき措置について	7	1	1	1	10
キ	12. 損害賠償について	-	-	-	1	1
ク	13. 評価について	-	1	-	-	1
	合計	39	7	4	28	78
ケ	(再掲)☆競争性の改善について、特に留意すべき項目の合計	13	1	2	3	20

(3) 競争性の改善に向けて

この調査は、第1章「1.2 検討課題」に記したように、2014年8月に入札が実施され、JMRA会員社以外の一者応札で落札者が決まっている。一者応札の要因を調べる目的で「競争性改善上のチェックポイント」によって実施要項(=仕様書)を分析したが、(2)①のように「チェックポイント」をおおむね満たしている。「×」が4つあるものの、これらは「共同事業体についての言及がない」など、競争性を大きく阻害するようなものではない。実施要項には問題はないといえる。

一者応札となった原因としてひとつ考えられるのは、予算が十分でないことがある。官民競争入札等監理委員会第294回入札監理小委員会(2013年11月15日)で「民間給与実態統計調査平成23年及び24年分」の事業評価(案)の審議が行われ、その議事録と資料によれば、「市場化テスト開始前と比較して、(民間委託した平成23年から25年の)3か年で3,987万円の経費節減、1年に換算すると1,329万円の経費削減となり、業務の上では全階層で目標回収率を達成している」と事業が順調であることが評価されている。委託初年度の2011年度(平成23年度)には、事業開始当初に一部業務の遅れが発生したものの、2012年度(平成24年度)には解消し、適切な対応がされたことが説明されている。

2011年から2013年(平成23年から25年)の3か年の事業実施により、民間事業者にはノウハウが蓄積され、業務の効率化が行えるはずだが、2014(平成26)年8月の次期事業の入札は、別の事業者のみの一者応札となった。2011年から2013年の3か年の民間委託で実現した3,987万円の経費削減は、民間事業者の持ち出しによって達成された可

能性もあるのではないか。民間事業者の活用にあたっては、競争環境を整え、競争性を改善するためにも、適正な予算の確保を求めたい。

本実施要項に基づいて行われた2014年8月の入札は、前期とは別の事業者のみによる一者応札となつたが、その業務実績である2014-17(平成26-29)年調査の経費削減効果を確認することにより、その前期3年間2011-13(平成23-25)年の事業者の取組みが、適切であったのか、それとも経費削減は民間事業者の持ち出しによって達成されたのか、明らかになると思われる。そのため、その結果を見つつ、本来の適正な競争環境にあるか、検証を続けていく必要があると考えられる。

なお、市場化テストによる効果の算定には、金額と回収率だけではなく、結果の質についての評価も何らかの形で導入することを検討していかなければならないだろう。

3.2 平成 27 年外資系企業動向調査(経済産業省)のケース

3.2.1 案件資料概要

入手した資料のタイトルと概要は以下のとおりである。()内はページ数、記載内容等を示す。

平成 27 年外資系企業動向調査役務請負
入札説明書

経済産業省大臣官房会計課

配付内訳

- 入札説明書(15 項目 3P)
- 予算決算及び会計令(抜粋)(1P)/○入札心得(4P)/入札書(1P)/○委任状(1P)
- 契約書案(7P)
- 仕様書(本体 18P)
別添 1 調査票(6P)、別添 2 外資系企業動向調査の流れ(1P)、別添 3 企業対応状況表イメージ(1P)
- 応札資料作成要領(本体 19P)別紙 1 質問状(1P)、別紙 2 提案書ひな形(10P)別添 1 評価項目一覧(3P)
- 評価手順書(本体 2P)

仕様書の構成は以下のとおりである。

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 1. 件名 | 6. 平成 26 年調査集計業務の内容 |
| 2. 目的 | 7. 情報セキュリティ管理 |
| 3. 外資系企業動向調査の概要 | 8. 経済産業省からの貸与物件 |
| 4. 調査内容 | 9. 納品物件 |
| 5. 平成 27 年調査業務の内容 | 10. 業務量算定に当たっての基数 |

この調査の目的は、仕様書によると、「我が国における外資系企業の実態を把握し、その結果をもとに対日直接投資促進政策の企画・立案に資すること」である。

調査対象は、「平成 27 年 3 月末時点、あるいは平成 26 年度中に、①外国人投資家が株式又は持分の 3 分の 1 超を所有している企業、②外国人投資家が株式又は持分の 3 分の 1 超を所有している国内法人が出資する企業であって、外国人投資家の直接出資比率及び間接出資比率の合計が 3 分の 1 超となる企業、③上記①、②いずれの場合も、外国人筆頭出資者の出資比率が 10% 以上である企業、の条件を満たす企業」である。調査方法は郵送法であり、期限までに未提出の企業に対して電話及び公文書による督促を行う。回収率目標は 60% 程度である(2014 年度(平成 26 年度)実績 58.5%)。なお、調査対象企業名簿は経済産業省が提示するが、追加企業の選定や修正なども請負会社の業務と位置づけられている。

政府は、2020 年対内直接投資残高を 35 兆円へ倍増させるという意欲的な目標を掲げ、2014 年 4 月に設置された「対内直接投資推進会議」を司令塔として、国際的な立地競争力強化に努めているが、対日直接投資は国際的に見て低いレベルといわれている。なお、経済産業省ホームページでは、調査目的は「我が国における外資系企業の経営動向を把握することにより、今後の産業政策及び通商政策の推進に資すること」と示され、2015 年(平成 27 年)調査結果も既に公表されている(回収率 60.3%)。

3.2.2 「実施要項作成時における競争性改善上のチェックポイント」による評価結果

(1) 評価方法について

前掲 3.1 「平成 26-29 年民間給与実態統計調査」と同様の方法で行った。

(2) 「競争性改善上のチェックポイント」での評価結果

評価結果の要約は、表 II B-3-2-1 のとおりである。78 項目の評価の詳細は巻末資料のとおりである。

① 総括

非該当を除く 44 項目中、チェックポイントの事項が記載されている、仕様書等で満たされている項目(「○」)は 31 件で 70% である。「△」の 8 件を入れると 89% となる。仕様において中核部分となる事業の委託範囲で明確でない部分があり、その点を「△」としているが、おむね仕様書はチェックポイントに高い水準で適合している。ただし、当該調査は一者応札が継続しており、このことを踏まえ名簿整備に関して仕様書に明確な記載がなされることが期待される。

② 各指標について

ア. 公共サービスの詳細な内容、確保されるべき質について

7 項目中「○」が 1、「△」が 4、「×」が 2 である。「△」の 1 つ目は、①「事業範囲は、実施要領によって特定されており、明確であるか」についてである。名簿の取り扱い(整理・追加)、審査ツールの作成・運用に関して事業化範囲が不明確なため「△」とした。「△」の 2 つ目は③「業務内容(作業内容)が具体的に特定されているか」「～等を行う」、「～が望ましい」、「必要に応じて」、「～以外を実施する」、「(記載された業務内容は)最低限の要求事項である」、「その他必要に応じて」などの曖昧な記載をしないこと。求める成果だけでなく、プロセスを明記すること(「データを集める」ではなく、「～を行って、データを集める」等)」についてである。仕様書の記載で「必要に応じて電話等による照会を行う」、「担当者が提示する要件に基づいて(審査)ツールを作成」など、事前に具体的な要件やプロセスが不明確な部分があるため「△」とした。「△」の 3 つ目は、⑤「作業量の多い業務、専門性の高い業務の一部について、事業者自ら実施する必要はなく、再委託が可能である場合には、その旨明記する」についてである。業務の一部について再委託する場合には、仕様書の記載「再委託先や再委託契約の内容についてあらかじめ担当者の承認を得ること」では事前にどの部分が再委託可能であるか不明確なため「△」とした。「△」の 4 つ目は、⑨「実施府省及び事業者の作成した著作物については、引継ぎの際の権利義務の帰属に関する取扱いが明確であるか」についてである。仕様書に、「経済産業省は、平成 27 年事業の請負業者が本業務を開始するまでの間に、前年度請負業者が行った業務内容の説明を行うものとする」とあるが、引継ぎの際の権利義務の帰属に関する取扱いが明確とは言えないため「△」とした。「×」の 1 つ目は、⑩「定量化できない事項を定性的な達成目標とする場合は、国の行政機関等が要求する水準について可能な限りわかりやすく記述されているか」についてである。調査票の受付・整理についての管理要件、審査要件が仕様書に明示されず「担当者が提示する要件に基づいて」とあり、わかりやすく記述されているとは言えない。このため「×」とした。「×」の 2 つ目は、⑪「業務を行うに当たり確保すべき質を設定する際には、民間事業者の責めによらない事由(利用者や発注者の事情による

数値の変動等)が含まれないよう考慮すること」である。仕様書の記載「調査対象企業名簿の作成について、担当者が提示する名簿を基に、さらに該当する企業が他にある場合は追加した上で、重複排除や修正など必要な作業を行い名簿を作成する。選定に当たっては担当者と調整すること。担当者の指示の下、追加作業を実施すること」は民間事業者の責任範囲が不明確である。このため「×」とした。

イ. 入札参加資格について

7項目中「○」が5、「×」が2である。「×」2つは共同事業体に関することで、④「共同体による入札参加資格を定めること」、⑤「共同事業体では、グループの構成員全てに求める必要のない入札参加資格については代表者のみに求めることとし、他の構成員については必要最低限の入札参加資格にすること」である。この2点はいずれも仕様書で言及されていない。

ウ. 入札参加者の募集について

9項目中「○」が7、「△」2つである。「△」の1つ目は、④「競争条件を損なうことがないよう質問への回答や情報提供は原則として公表することとする。ただし、公表することが民間事業者の不利益となる場合には質問者の意向を聴取した上で公表しないよう配慮すること」についてである。別紙に質問状が用意されているがその他に明確な記述がないため「△」とした。「△」の2つ目は、⑨「入札金額の内容・範囲を明示すること。必要に応じ、入札金額の算出に当たって必要となる算式や予定数量を示すこと」についてである。仕様書の「審査ツール作成・運用を担当者が提示する要件に基づいて、ツールの作製を行い、事前に担当者の確認を得ること」との記載では、内容・範囲を明示しているとは言えず、「△」とした。

エ. 落札者決定のための評価基準等について

8項目中「○」が8である。

オ. 情報開示について

5項目中「○」が3、「△」が1、「×」が1である。④「年度や通年の繁閑状況によって人員数が相当程度増減している場合には、増減の要因(業務量の変動等)や増減措置の内容及び方法について注記する。人員の変動と業務量の変動に相関性が認められる場合には、当該業務量も開示する」について、業務量の変動に関しては記述があるが、人員の変動について記述がないため「△」とした。③「人員数は工数(人日)だけでなく、実人数を示すこと。複数の業務に重複する人員がある場合は、その旨を注記すること」については、記載がないため「×」とした。

カ. 報告すべき事項等民間事業者が講すべき措置について

8項目中「○」が7、「△」が1である。「△」は、④「再委託先についてあらかじめ企画書に記載すべき事項(再委託先選定の理由、履行能力等)があれば明記すること」についてである。業務の一部について再委託する場合は、再委託先や再委託契約の内容についてあらかじめ承認を得ることの記述では、企画書に明記する事項なのか不明確なので「△」とした。

キ. 損害賠償について

①「契約額に比して損害賠償額が高額になることが参入障壁となる可能性がある場合、賠償責任額(求償額)の上限を定める、賠償責任の発生する場面を限定する(故意・重過失等)ことができないか検討する」について、損害賠償額が契約額にくらべて高額になることは考えにくいことから、本件については非該当とした。

表 II B-3-2 「実施要項作成時における競争性改善上のチェックポイント」による評価結果

(2) ② 各 指 標	「実施要項作成時における競争性改善上のチェックポイント」項目番号	○ 件 数	△ 件 数	× 件 数	非 該 当 件 数	合 計
ア	1. 公共サービスの詳細な内容、確保されるべき質について	1	4	2	6	13
	2. 実施期間について	-	-	-	1	1
イ	3. 入札参加資格について	5	-	2	3	10
ウ	4. 入札参加者の募集について	7	2	-	-	9
エ	5. 落札者決定のための評価基準等について	8	-	-	3	11
	6. 情報遮断のための措置について【官民競争入札の場合のみ】					-
オ	7. 情報開示について	3	1	1	17	22
	8. 使用させることができる国有財産について					-
	9. 対象公共サービスの従事者となることを希望する者について 【官民競争入札の場合のみ】					-
	10. 適用される法令の特例について					-
カ	11. 報告すべき事項等民間事業者が講ずべき措置について	7	1	-	2	10
キ	12. 損害賠償について	-	-	-	1	1
ク	13. 評価について	-	-	-	1	1
	合計	31	8	5	34	78
ケ	(再掲)☆競争性の改善について、特に留意すべき項目の合計	10	1	2	7	20

(3) 公共サービス改革法の適用に向けて

仕様書は、チェックポイントの要求を「△」を含めると9割弱を満たしている。「×」となっているのは、表 II B-3-2-1 の項目番号「1. 公共サービスの詳細な内容、確保されるべき質について」が2つ、「3. 入札参加資格について」が2つ、「7. 情報開示について」が1つで、合計5つである。

「外資系企業動向調査」は、仕様書の少しの改善によって、公サ法の適用は十分に可能と思われる。ただし前述したとおり、当該調査は一者応札が継続しており、ポイントとなる名簿整備に関して仕様書に明確な記載がなされることで、より公サ法の適用に適したものになると考える。

3.3 平成 27 年訪日外国人消費動向調査(国土交通省観光庁)のケース

3.3.1 案件資料概要

入手した資料のタイトルと概要は以下のとおりである。()内はページ数、記載内容等を示す。

訪日外国人消費動向調査の実施に係る業務
入札説明書

観光庁総務課

配付内訳

- 入札説明書(11 項目 6P)
- 入札参加申請書(1P)／入札書(2P)／○委任状(2P)
- 仕様書(本体 14P)
別添 1 訪日外国人消費動向調査精度設計(5P)、別添 2 調査票(4P)、別添 3 調査 A・B の国籍・空港別回収票数等(5P)、別添 4 年間スケジュール(6P)
- 応札資料作成要領(本体 5P)
別紙 1 評価項目一覧(1P)、別紙 2 体制図の記載例(1P)、別紙 3 担当者プロフィールの記載例(1P)、別紙 4 作業スケジュールの記載例(1P)、別紙 5 法人の概要(1P)、別紙 6 質問状様式(1P)

仕様書の構成は以下のとおりである。

- | | |
|-------------------|------------|
| 1. 業務の件名 | 8. 成果品 |
| 2. 訪日外国人消費動向調査の概要 | 9. 業務の引き継ぎ |
| 3. 前提条件 | 10. 納入場所 |
| 4. 一般的事項 | 11. 秘密の保持 |
| 5. 業務内容 | 12. 特記事項 |
| 6. 業務に関する留意事項 | 13. 監督職員 |
| 7. 履行期間 | |

この調査の目的は、「訪日外国人の旅行動向を的確に把握し、訪日外国人のニーズや我が国における消費実態を踏まえた観光政策(海外プロモーション戦略、受け入れ態勢の整備等)の企画立案に資することを目的とする」とされている。

調査対象者は、「トランジット、乗員、1 年以上の滞在者等を除く日本を出国する訪日外国人客」で、調査実施場所は成田、羽田、関西国際空港をはじめとする 18 空港の国際線ターミナル搭乗待合ロビーである。調査方法は、携帯型タッチパネル端末を用いた調査員による聞き取り調査である。四半期毎に総数 9,710 サンプルを目標に調査を実施(年間 38,840 サンプル)するにあたり、21 区分の国籍・地域別の回答数、前年同期の外国人出国者数から調査港別に回答数の比例割当を行う。

訪日外国人旅行者については、政府の発表で 2015 年の旅行者数が前年比 47.1% 増の 1,973 万人、消費額の推計値が 3 兆 4,771 億円でいずれも過去最高となるなど増加が続き、ホテル不足など受け入れ態勢の課題が浮かび上がる一方で、伸び悩む国内消費を支える存在としての期待も大きい。急増する外国人旅行者の消費動向を把握するこの調査は、調査結果への注目度も高い。

3.3.2 「実施要項作成時における競争性改善上のチェックポイント」による評価結果

(1) 評価方法について

前掲 3.1 「平成 26-29 年民間給与実態統計調査」と同様の方法で行った。

(2) 「競争性改善上のチェックポイント」での評価結果

評価結果の要約は、表ⅡB-3-3-1 のとおりである。78項目の評価の詳細は巻末資料のとおりである。

①総括

非該当を除く 55 項目中、チェックポイントの事項が記載されている、仕様書等で満たされている項目（「○」）は 33 件で 60% である。「△」の 9 件を入れると 76% となる。公サ法の統計調査業務は、調査対象は事業所が多く、調査方法では郵送調査が多い。このような中、外国人旅行者が調査対象で、携帯型タッチパネル端末を用いた調査員による聴き取り方式であるこの調査は、これまで公サ法によって民間委託されてきた統計調査とくらべると、だいぶ異なる仕様内容だが、仕様書はチェックポイントにかなり高い水準で適合しているといえる。

②各指標について

ア. 公共サービスの詳細な内容、確保されるべき質について

9 項目中「○」が 7、「×」が 2 である。「×」の 1 つ目、⑧「引継ぎ期間は十分に取られているか」については、3月 30 日が開札日で、4月 15 日には調査員の研修も行った上で第一四半期の実査期間開始、というスケジュールは、第一四半期の実査に関しては、前回受託者が調査空港との間で日程等が調整済みであるとはいえ、十分な引継ぎ期間が取られているとはいがたい。「×」の 2 つ目は、⑪「業務を行うに当たり確保すべき質を設定する際には、民間事業者の責めによらない事由(利用者や発注者の事情による数値の変動等)が含まれないよう考慮すること」である。旅行者の国籍・地域別、空港別のかなり細かな回答割付がある中、実施スケジュールと調査員の配置は、国際線の出発便がスケジュール通りに飛ぶことを前提に、数カ月前から計画を立てることになる。しかし、国際線の飛行機がいつも必ず予定通り運航するとは限らない。天候はもとより、さまざまな予測不能な事件・事故、国際情勢の変化など、「民間事業者の責めによらない事由」で実査日程の再調整や調査員の再配置を、四半期ごとに定められた相当細かい回答割付数を満たすために余儀なくされることへの懸念から「×」とした。

イ. 入札参加資格について

7 項目中「○」が 5、「×」が 2 である。「×」は 2 つとも共同事業体に関することで、④「共同体による入札参加資格を定めること」、⑤「共同事業体では、グループの構成員全てに求める必要のない入札参加資格については代表者のみに求めることとし、その他の構成員については必要最低限の入札参加資格にすること」の 2 点はいずれも言及されていない。

ウ. 入札参加者の募集について

8 項目中「○」が 3、「△」が 2、「×」が 3 である。「×」はいずれも、入札公告後の応札過程の日程の性急さによるものである。公告日が 3 月 4 日、3 月 11 日が入札説明会、3 月 16 日が質問締切で、3 月 18 日が提案書提出期限、3 月 30 日開札、4 月 1 日に事業開始という慌しい日程となっているため、①「入札広告から事業開始までのスケジュールは十分余裕をもったものとなっているか」、②「入札公告から入札書類提出までの期間が十分確保されているか」、③「入札説明会後から入札書類提出前までの期間に、

質問期間が十分に設けられているか」の3つを「×」とした。「△」の1つ目は、④「競争条件を損なうことがないよう質問への回答や情報提供は原則として公表することとする」について、質問状の様式はあるものの、公表については明らかでない点である。

「△」の2つ目は、⑦「提案書作成の負担軽減や現行事業者と新規事業者との間のイコールフッティングの観点から、提案書の枚数の上限を定めること」について、提案書の記載例が示されているが、枚数の制限はないことから「△」とした。

エ. 落札者決定のための評価基準等について

8項目中「○」が6、「△」が2である。「△」の1つ目は、⑥「民間事業者又は業務従事者の知見・ノウハウ等を評価対象とする場合には、求められる知見・ノウハウの具体的な内容、求められる水準がわかるように記載すること」について、業務従事者を評価対象としているが求められる水準は明らかでない点である。「△」の2つ目は、⑨「専門能力の証明を民間事業者に求め、民間事業者に証明責任を負わせることはせず、専門能力の証明のために提出させる資料を明らかにし、発注者において専門性の有無を判断すること」について、「専門性・資格」を加点評価項目としているものの、その証明は応札者に委ねていることである。

オ. 情報開示について

16項目中「○」が8、「△」が3、「×」が5である。過去の実施状況に関する情報は、会計法の入札案件ではあまり開示されない場合が多いが、公サ法では開示することが条文に明記されている。チェックポイント上で従来の実施状況の情報開示について5項目が設けられていて、5つの「×」は、①「対象公共サービスを外部委託によって実施している場合、当該委託費の支払額及びその内訳を開示すること」、②「費目ごとに年度によって金額が相当程度変動しているものについては、増減の要因(業務量の変動等)を注記する。金額の変動と業務量の変動に相関性が認められる場合には当該業務量も開示する」、③「人員数は工数(人日)だけでなく、実人数を示すこと」、④「年度や通年の繁忙状況によって人員数が相当程度増減している場合には、増減の要因(業務量の変動等)や増減措置の内容及び方法について注記する」、⑤「常勤、非常勤の職員は区分して記載する。非常勤職員等の勤務時間、従事日数、雇用目的等について注記する」についてで、いずれもこれらの従来の実施に関する費用や人日の情報、変動の要因などが記載されていないことである。3つの「△」は、⑩「従来の実施において達成水準を設定していた場合には、その水準(アンケート調査の結果、モニタリングの結果等)や達成の程度を明示すること」、⑯「緊急時の対応業務が必要な事業では、過去の発生頻度、発生状況等が開示されているか」、⑰「『従来の実施に要した経費』『従来の実施に要した人員』『従来の実施に要した施設及び設備』『従来の実施における目的の達成の程度』について、可能な限り最新の情報を含む複数年の情報を提供すること(原則3年以上)」について、情報が十分ではない点である。

カ. 報告すべき事項等民間事業者が講すべき措置について

7項目中「○」が4、「△」が2、「×」1である。「×」は、⑧「事業や業務内容に変動が生じることが予想される事業については、具体的な契約変更事由をあらかじめ定めておくこと」について、契約変更に関する記載がなされていない点である。「△」2

つは、⑨「契約解除については、解除要件のほか、必要に応じ、解除の場合の委託費の支払、違約金、損害賠償等について定めておくこと」、⑩「解除要件が発注者に不当に有利である場合には、参入障壁となるおそれがあるため注意すること(発注者の判断により、無条件に即時解除が可能等)」について、観光庁ホームページの標準契約書案に記載があるものの、入札説明書類としては配付されず、明示的でないため「△」とした。

キ. 損害賠償について

①「契約額に比して損害賠償額が高額になることが参入障壁となる可能性がある場合、賠償責任額(求償額)の上限を定める、賠償責任の発生する場面を限定する(故意・重過失等)ことができないか検討する」について、損害賠償額が契約額にくらべて高額になることは考えにくいことから、本件については非該当とした。

表 II B-3-3 「実施要項作成時における競争性改善上のチェックポイント」による評価結果

(2) (2) 各 指 標	「実施要項作成時における競争性改善上のチェックポイント」項目番号	○ 件 数	△ 件 数	× 件 数	非 該 当 件 数	合 計
ア	1. 公共サービスの詳細な内容、確保されるべき質について	7	-	2	4	13
	2. 実施期間について	-	-	-	1	1
イ	3. 入札参加資格について	5	-	2	3	10
ウ	4. 入札参加者の募集について	3	2	3	1	9
エ	5. 落札者決定のための評価基準等について	6	2	-	3	11
	6. 情報遮断のための措置について【官民競争入札の場合のみ】					-
オ	7. 情報開示について	8	3	5	6	22
	8. 使用させることができる国有財産について					-
	9. 対象公共サービスの従事者となることを希望する者について 【官民競争入札の場合のみ】					-
	10. 適用される法令の特例について					-
カ	11. 報告すべき事項等民間事業者が講すべき措置について	4	2	1	3	10
キ	12. 損害賠償について	-	-	-	1	1
ク	13. 評価について	-	-	-	1	1
	合計	33	9	13	23	78
ケ	(再掲)☆競争性の改善について、特に留意すべき項目の合計	7	5	4	4	20

(3) 公共サービス改革法の適用に向けて

(2)①で述べたとおり、外国人旅行者が対象で、携帯型タッチパネル端末を用いた調査員による聴き取り方式であるこの調査は、事業所を対象とする郵送調査が多いこれまでの公サ法による統計調査とは、仕様内容がかなり異なる。しかし仕様書は、チェックポイントの要求を「△」を含めると4分の3以上満たしている。「×」となっているのは、表II B-3-3-1の項目番号「1. 公共サービスの詳細な内容、確保されるべき質について」の引継ぎ期間の短さが1つ、「4. 入札参加者の募集について」の応札日程の過密に関する3つ、というスケジュール上の不十分さがあわせて4つある。「7. 情報開示について」の従来の実施に関する情報の非開示で「×」が5つである。これら9項目を改善することにより、「×」は13から4にまで減少する。

「訪日外国人消費動向調査」は、仕様書の少しの改善によって、公サ法の適用は十分に可能と思われる。「民間委託する統計調査は、事業所対象の郵送調査」に限ることなく、それ以外の調査対象や調査方式の統計調査においても、今後積極的に公サ法に基づく民間委託を進めることを求めたい。

3.4 平成 27 年度住宅市場動向調査(国土交通省)のケース

3.4.1 案件資料概要

入手した資料のタイトルと概要は以下のとおりである。()内はページ数、記載内容等を示す。

平成 27 年度住宅市場動向調査業務
入札説明書

国土交通省住宅局

配付内訳

○入札説明書(6 項目 2P)

別紙(暴力団排除に関する誓約事項、入札参加申請書、年間委任状 各 1P)

○仕様書(本体 5P)

別添 アンケート調査の流れ図(1P)

調査票(案)6 点(訪問留置調査 : 4 点計 19P、郵送調査 ; 2 点計 14P)

仕様書の構成は以下のとおりである。

- | | |
|----------------|-------------------------------|
| 1. 業務の件名 | 8. 成果品の納入場所 |
| 2. 業務の目的 | 9. 著作権等の帰属 |
| 3. 住宅市場動向調査の概要 | 10. 秘密の保持 |
| 4. 業務内容 | 11. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について |
| 5. 業務打合せ | 12. 特記事項 |
| 6. 履行期間 | 13. 監督職員 |
| 7. 成果品 | |

この調査は仕様書の「業務の目的」によれば、「本業務は、住生活基本計画に位置づけられた市場重視・ストック重視の視点を踏まえ、市場機能が適切に発揮される要件を整備し、既存ストックの質を高めながら有効に活用していくための住宅政策のあり方や住宅に関する予算、税制、融資の企画立案等の基礎資料を得ることを目的とする。このため、個人の住宅建設、分譲住宅・中古住宅の取得、賃貸住宅への入居、住宅リフォームの実態を明らかにするための調査及び経年的な分析を行うものである」となっている。なお、2014 年度(平成 26 年度)の調査概要によれば、2001 年度より毎年実施となっている。従って、2015 年度(平成 27 年度)の本案件は 15 回目にあたることになる。

評価結果に入る前に、この調査の仕様における特徴を整理しておきたい。一般的な統計調査と異なる点が見られるためである。

- 会計法に基づく最低価格落札方式の案件である。参加資格は「A 又は B 等級に格付けされた関東・甲信越地区の競争参加資格を有する者」となっている。なお、2014 年度の契約金額は 22,358 千円²でシンクタンクが落札している。
- 調査対象住宅は注文住宅、分譲住宅、中古住宅、賃貸住宅、リフォーム住宅(①～③の 3 種類)である。分譲住宅、中古住宅、賃貸住宅、リフォーム住宅①は訪問留置、注文住宅及びリフォーム住宅②・③は郵送調査である。
- 請負業務の範囲は調査票印刷、調査実施、データ入力、集計、報告書作成及び製本までとなっている。ただし、注文住宅は国交省が郵送調査を実施し、民間事業者は入力作業からの請負となっている。
- 訪問調査の調査対象住宅の特定は一般的な統計調査のように母集団リストからの

² 「公的統計市場に関する年次レポート 2014」(JMRA)より。

抽出ではなく、調査員が調査区内で指定された条件の住宅を探して特定するものである。ただし、仕様書に探し方(スクリーニング方法など)の詳細記述はない。仕様書には「昨年度の調査結果については、下記URLを参照」とあり、URL表示のみとなっている。

3.4.2 「実施要項作成時における競争性改善上のチェックポイント」による評価結果

(1) 評価方法について

前掲3.1「平成26-29年民間給与実態統計調査」と同様の方法で行った。

(2) 「競争性改善上のチェックポイント」での評価結果

評価結果の要約は、表ⅡB-3-4-1のとおりである。78項目の評価の詳細は巻末資料のとおりである。

①総括

非該当を除く56項目中、チェックポイントの事項が記載されている仕様書等で満たされている項目(「○」)は9件(16%)である。「△」の3件を入れても12件(21%)と反映率は今回取り上げた案件の中では最も低い。会計法案件は情報開示が求められていないこともあり、その項目がすべて「×」となったことにもよる。当小委員会ではこれまでも会計法案件を公サ法の実施要項チェックリスト³で検討したことがある。今回のチェックリストはこれまでと異なるため、直接の比較はできないが、本案件の反映率の低さは気になるところである。ただし、本案件は特徴で記したように一般的な統計調査と異なるものであり、それも影響しているといえそうである。

本案件は3.4.1の入札説明書配付内訳が示すように、仕様書本体が5ページと情報量が少ない。3.1民間給与実態統計調査の仕様書本体20ページ、3.2外資系企業動向調査の18ページ、3.3訪日外国人消費動向調査の14ページとくらべると明らかである。そのためチェックポイントの各事項は、記載がない「×」が多くなる。以下各指標については、簡潔に列挙して指摘する。

②各指標について

ア. 公共サービスの詳細な内容、確保されるべき質について

該当8項目中「○」が3、「△」が2、「×」が3である。「×」の項目は以下のとおり。

- チェックポイント⑤の業務委託については、応札関係書類(説明書、仕様書)には「再委託」の可否に関する文言が見られない。なお、昨年度のこの案件はシンクタンクが落札し、そのシンクタンクよりJMRA会員社が実査を受託している。従って、再委託が可能となっているようだ。
 - ⑥再委託先との契約雛形については記載がない。
 - ⑦落札者決定後の速やかな引継ぎに関しての明確な言及は見られない。
- 「△」の項目は以下のとおり。

³「公的統計市場に関する年次レポート2013」(JMRA)より

- ③業務内容については設定や回収数については仕様書に具体的記載がない。昨年度調査結果URL参照とあるが、一般的には仕様書に記載されるべきものと思われる。
- ⑪確保すべき質の記載が③同様で記載が不十分である。調査員スクリーニングによる調査であればスリーニング達成率などの記載が望ましい。URLにある調査結果をみてもそのあたりの情報はみあたらなかった。

イ．入札参加資格について

8項目中「○」が0で「△」が1、「×」が7である。「×」の項目は以下のとおり。

- チェックポイント①及び③は応札者拡大への入札参加資格の考慮となっている。この案件はA、B等級となっているが、C等級でも可能と思われる。しかし、A、B等級と限定している理由、C等級への拡大を検討したような明確な言及は見られない。
- ④共同体の入札参加の定め、⑤共同事業体の構成員の資格綱領については記載がない。そもそも共同事業体の参加を認めていないことと思われるが、そうであればその旨を明記してもよいと思われる。
- ⑥法的資格への配慮、⑦その他の資格への配慮とも仕様書からは読み取れない。
- ⑨特定施設設備への配慮についても記載はない。

上記の×のうち、①、③以外の5項目は会計法案件でやむを得ないということを付記しておきたい。

「△」の項目は以下である。

- ⑧事業所所在地への考慮だが、この調査は3大都市圏(首都圏、中京圏、近畿圏)が対象となっている。しかし、競争参加資格には「関東・甲信越地区の競争参加資格を有する者」となっている。事業所所在地への考慮が不十分として「△」とした。

ウ．入札参加者の募集について

8項目中「○」が4、「△」が0、「×」が4である。「×」の項目は以下のとおり。

- チェックポイント④仕様書への問合せの公表についてだが、明確な言及は見られない。
- ⑤現場説明会の開催への考慮について明確な言及は見られない。
- ⑧経理基盤提出書類、⑨入札金額の内容・範囲の明示についても明確な言及は見られない。

エ．落札者決定のための評価基準等について

これについては、総合評価方式ではないため非該当とした。

オ．情報開示について

22項目すべて「×」である。会計法案件のためやむを得ないが、応札者拡大にはある程度の情報開示は必須と思われる。特に、経費的な部分と工数である。

カ．報告すべき事項等民間事業者が講すべき措置について

10項目中「○」が2件、「×」が8件である。「×」はチェックポイント③～⑩である。これらは再委託に関する条項と契約変更に関する条項であるが、いずれも明確な言及は見られない。

キ．損害賠償について

①「契約額に比して損害賠償額が高額になることが参入障壁となる可能性がある場合、賠償責任額(求償額)の上限を定める、賠償責任の発生する場面を限定する(故意・重過失等)ことができないか検討する」について、損害賠償額が契約額にくらべて高額になることは考えにくいことから、本件については非該当とした。

表 II B-3-4 「実施要項作成時における競争性改善上のチェックポイント」による評価結果

(2) ② 各 指 標	「実施要項作成時における競争性改善上のチェックポイント」項目番号	○ 件数	△ 件数	× 件数	非 該 当 件 数	合 計
ア	1. 公共サービスの詳細な内容、確保されるべき質について	3	2	3	5	13
	2. 実施期間について	-	-	-	1	1
イ	3. 入札参加資格について	-	1	7	2	10
ウ	4. 入札参加者の募集について	4	-	4	1	9
エ	5. 落札者決定のための評価基準等について	-	-	-	11	11
	6. 情報遮断のための措置について【官民競争入札の場合のみ】					-
オ	7. 情報開示について	-	-	22	-	22
	8. 使用させることができる国有財産について					-
	9. 対象公共サービスの従事者となることを希望する者について 【官民競争入札の場合のみ】					-
	10. 適用される法令の特例について					-
カ	11. 報告すべき事項等民間事業者が講ずべき措置について	2	-	8	-	10
キ	12. 損害賠償について	-	-	-	1	1
ク	13. 評価について	-	-	-	1	1
	合計	9	3	44	22	78
ケ	(再掲)☆競争性の改善について、特に留意すべき項目の合計	1	-	12	7	20

(3) 公共サービス改革法の適用に向けて

公サ法は公的サービスの品質をコストパフォーマンス視点で管理するために導入されたといつても過言ではない。品質をプロセス保証で担保し、P D C Aで品質・コストパフォーマンスを高めていくことと思われる。その“市場化テスト”的目標が達成されたら、市場化テストにより良好な結果が得られたならば、公サ法スキーム卒業=市場化テスト終了となり、市場化テストの継続性はなくなるとされている⁴。その点からすれば、会計法の統計調査であっても P D C Aという公サ法スキームを積極的に活用してもよいのではと思われる。この案件は会計法のため、「競争性改善上のチェックポイント」の反映結果は極めて低かった。ただし、情報開示及び質の確保のベースとなる調査方法—調査対象住宅の特定方法やその特定率といった情報が開示されれば反映率は上がるはずである。また、応札者の拡大、コストパフォーマンス視点での調査方法の提案などが期待できると思われる。10数年の継続調査ということは P D C Aが良く回っているとも思われるが、あらためて公サ法スキームでそれを実証確認するということがあってもよいと思われる。公サ法スキームの適用は“公的統計のプロセス保証⁵”からも望ましいと思われるからである。

⁴ 「市場化テスト終了及び新プロセス運用に関する指針」(平成 26 年 3 月 内閣府)

⁵ 「公的統計のプロセス保証」については「公的統計の整備に関する基本的な計画(平成 26 年 3 月)」で言及されている。

3.4.3 「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」による評価結果

本案件は前述したように会計法案件のため、「競争性改善上のチェックポイント」に対する反映率は21%にとどまっている。参考として、昨年度と同様に「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に基づくチェックリストへの反映状況を確認してみた。判定基準は実施要項と同様である。結果は表ⅡB-3-4-2のとおりである。

(1) 総括

非該当を除く34項目中、「○」は5件(15%)である。「△」の6件を合わせると11件で32%となる。実施要項作成の反映率(21%)は上回るが、高いとは言えない。過去事例が50%を超えている点からすれば低いと言わざるを得ない。ただし、前述したように一般的統計調査と異なる点を考慮する必要がある。以下各指標については、簡潔に列挙して指摘する。

(2) 各指標について

① 委託者の適切な選定

5項目中で「○」は1項目、「×」が4項目である。

- 「○」は「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)等の確認」のみである。
- 「×」は「(保有が望ましい)資格・認証等」、「実施体制」、「知識・経験・能力」、「セキュリティ対策」である。

② 確保されるべき品質の目標

5項目中で「○」「△」が1項目ずつ、「×」が3項目である。

- 「○」は「内容・趣旨等の適切な説明」である。
- 「△」は回収率だが、仕様書には明確な記載がない。URLにある前年報告書から確認することになる。
- 「×」は「記入率」、「非協力率」、「(努力規定として)未達成の場合の措置」の3項目で、仕様書に明確な言及は見られない。

③ 適切な仕様書の作成

11項目中で「○」は2項目、「△」が3項目、「×」が6項目である。

- 「○」は「調査依頼書等の作成方法」と「秘密保持に対する取り組み」である。
- 「△」は「審査・確認業務の実施方法」と「委託先が保有する調査の実施状況に関する情報やリスク情報(非協力者の多い地域や施設等)を含む事業完了報告書の作成及び提出方法」である。いずれも明確な言及はないが、過去調査実績から推測可能と思われる。

また、「確保されるべき統計の品質」については郵送調査の目標数の明示がない点で「△」とした。

- 「×」は「督促業務の実施方法」、「報告者からの照会や質問への対応方法」、「報告者とトラブルが生じた場合の対処方法」、「調査員数及び質の確保・管理方法」、「調査員に対する調査方法等の説明、研修及び指導の実施方法」、「調査員の安全対策」である。いずれも明確な言及は見られない。

④ 前回実施状況の開示

「実施に要した人員、使用施設・設備等実施状況情報」の開示はない。

⑤各府省の管理

該当 12 項目のうち「○」は 1 項目、「△」が 2 項目、「×」が 9 項目である。

- ・「○」は「委託先の調査票情報等の適切な管理及び宣伝・他の業務と同時実施等の禁止の監査」である。
- ・「△」は「調査員への指導状況」と「報告者への訪問状況」である。ただし、いずれも留意事項としての簡単なものである。
- ・「×」の 9 項目は次のとおり。

「調査票の誤送付等の状況」「調査項目別の未記入及び不備の状況」「調査開始時から調査期限までの一定の時点における回収状況」「照会対応の状況及び効果(疑義再照会率等)」「督促の実施状況及び効果(督促後回収率等)」「収集したデータ(調査対象名簿、個別データ、集計データ等)の管理状況」「調査員の確保及び受託事業者の業務管理体制」「不在等の場合における再訪問の実施状況」「委託先の実施方法の確認と改善勧告」

上記 9 項目には郵送調査に関するものが多くみられる。この案件は対象住宅スクリーニングによる訪問留置調査(調査員調査)が中心ということもあり、郵送調査部分については詳細な記述が少ないよう見受けられる。

表ⅡB-3-5 「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」⁶に基づくチェック結果

チェック項目	遵守度 ⁷ ○△×	備考
(1) 委託者の適切な選定		
ア 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)等の確認	○	A または B 等級の関東甲信越地区の競争参加資格者(入札説明書)
イ (保有が望ましい)資格・認証等	×	ISO,Pマーク等の記載はない。
(確認事項として)①実施体制	×	特段の記載はない。
(確認事項として)②知識・経験・能力	×	特段の記載はない。
(確認事項として)③セキュリティ対策	×	特段の記載はない。
過去の実績は問わないが、総合評価は有つてよい	非該当	最低価格落札方式
ウ 「価格のみ」以外の選定方式(総合評価等)	非該当	最低価格落札方式
(2) 確保されるべき品質の目標(客観的かつ定量的な指標)		
ア 回収率	△	仕様書の郵送調査分は設定、回収率の記載はなし。但し、前年調査結果のURLを確認との明記ありなし。 訪問調査分は割当回収のため回収率の定義はない。
記入率	×	記載なし。
非協力率(標本調査における非協力率(調査への非協力率を理由とする代替件数の取集件数に対する割合)等)	×	ガイドラインでいうところの“客観的かつ定量的な指標についての目標設定”はない。
内容・趣旨等の適切な説明	○	仕様書及びホームページ
イ (努力規定として)未達成の場合の措置	×	特段の記載はない。
(3) 適切な仕様書等の作成		
ア 共通事項		
① 調査依頼書等の作成方法	○	支給あり(電子ファイル)。
② 督促業務の実施方法	×	郵送調査分について督促に関する記載はない。
③ 報告者からの照会や質問への対応方法	×	特段の記載はない。
④ 審査・確認業務の実施方法	△	特段の記載はないが仕様書にある過去調査実績から推測可能。
⑤ 業務の実施において確保されるべき統計の品質	△	訪問留置調査の目標回収数は各住宅別(分譲、中古、賃貸、リフォームの4タイプ)500と明記。 郵送調査の目標数の明示は仕様書にはない。
⑥ 報告者とトラブルが生じた場合の対処方法	×	特段の記載はない。
⑦ 秘密保持に関する取組方法	○	仕様書で「10 秘密の保持」を明記。
⑧ 委託先が保有する調査の実施状況に関する情報やリスク情報(非協力者の多い地域や施設等)を含む事業完了報告書の作成及び提出方法	△	特段の記載はないが過去調査実績から推測可能。
イ 調査員調査		
① 調査員数及び質の確保・管理方法	×	特段の記載はない。
② 調査員に対する調査方法等の説明、研修及び指導の実施方法	×	特段の記載はない。
③ 調査員の安全対策	×	特段の記載はない。
(4) 前回実施状況の開示		
ア 実施に要した人員(調査員、コールセンター要員)、使用施設・設備等実施状況に関する情報	×	特段の記載はない。
(5) 各府省の管理		
ア 民間事業者への報告要求と監査、管理指標の設定		
① 郵送調査・オンライン調査(電子メールを使用した方法を含む。)方式及び調査員調査方式による統計調査の共通事項としては、次の事項を中心に確認する。		
i)調査票の誤送付等の状況	×	特段の記載はない。
ii)調査項目別の未記入及び不備の状況	×	特段の記載はない。
iii)調査開始時から調査期限までの一定の時点における回収状況	×	特段の記載はない。
iv)照会対応の状況及び効果(疑義再照会率等)	×	特段の記載はない。
v)督促の実施状況及び効果(督促後回収率等)	×	特段の記載はない。
vi)収集したデータ(調査対象名簿、個別データ、集計データ等)の管理状況	×	特段の記載はない。
② 調査員調査方式による統計調査については、上記①のほか、次の事項を中心に付加して確認する。		
i)調査員の確保及び受託事業者の業務管理体制	×	特段の記載はない。
ii)調査員への指導状況	△	調査員への留意事項(6 項目)の徹底と明記。調査員マニュアル的なものはない。
iii)報告者への訪問状況	△	留意事項に「対象者の理解を得たうえで配布」との事項があるが戸建、集合住宅等のケース対応は特にない。
iv)不在等の場合における再訪問の実施状況	×	留意事項に再訪問への言及はない。
イ 委託先の調査票情報等の適切な管理及び宣伝・他の業務と同時実施等の禁止の監査	○	仕様書で「10 秘密の保持」を明記
ウ 委託先の実施方法の確認と改善勧告	×	特段の記載はない。

⁶ このガイドラインは「改正 平成 24 年 4 月 6 日」付けのものである。また、このチェックリストは JMRA「民間版ガイドライン検討小委員会」により、ガイドラインの「III 報告者の信頼確保等の観点から講ずべき措置 2 統計調査の適正かつ確実な実施の確保」に即して作成したものである。

⁷ 「○、△、×」とコメントは JMRA「ガイドライン推進小委員会」調べ。

別表 JMRA 公的統計基盤整備委員会・ガイドライン推進小委員会 2008～2014 年度の活動概要

年度	2008 年度 2008.4(H20)～2009.5(H21)		2009 年度 2009.6(H21)～2010.5(H22)	
報告書サブタイトル	開かれた、魅力ある公的統計市場の確立を目指して		魅力ある公的統計市場の確立を目指して	
小委員会名称	「応札業務に関する諸問題検討」小委員会		「民間版ガイドラインの検討」合同小委員会	
小委員会のテーマ	<ul style="list-style-type: none"> ・「入札説明書」「仕様書」の問題点整理と対応の方針性 ・「契約書」における問題点の整理と対応への方向性 ・評価方式での問題点整理と対応への方向性 		<ul style="list-style-type: none"> ・統計調査の民間委託に係るガイドラインの受託者視点での問題点整理 ・民間版ガイドラインの検討視点としてのガイドラインを超えた課題検討と提案 	
検討方法	具体的な案件の応札書類内容の検討		ガイドラインのレビュー：解体新書的読み込みによる問題提起と解決への方向性の検討	
検討対象案件	<p>仕様書</p> <p>(上記 3 調査に加えて)</p> <p>契約書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省：家計消費状況調査 ・総務省：サービス産業動向調査 ・厚生労働省：社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査 <ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省：特定サービス産業実態調査 ・経済産業省：産業技術動向調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・統計調査の民間委託に係るガイドライン(平成 21 年 4 月 1 日改正版) ・総務省政策統括官(統計基準担当)との意見交換及び平成 22 年 2 月 9 日の「第 21 回統計調査分科会」での JMRA 説明資料 	
まとめ			<p>ガイドライン改訂への要望点として。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書の表現統一 ・参入障壁の緩和 ・情報開示例として、総合評価の配点及びフィードバック、公表方法の府省間統一 ・契約条項の表現・基準統一(特に、再委託、瑕疵担保、仕様変更対応など) 	
ガイドライン変遷	「統計調査の民間委託に係るガイドライン」(改正 平成 19 年 5 月 30 日)。		同(改正 平成 21 年 4 月 1 日)。レポート作成後に、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」(改正 平成 22 年 3 月 25 日)。	
チェックリスト変遷				
官の会議への参加			<ul style="list-style-type: none"> ・2010.2.9 に統計調査分科会で委員会活動報告 ・2010.4.26 総務省政策統括官室との意見交換(公的統計全般) 	
官の対応状況など			<ul style="list-style-type: none"> * 総合評価結果の応札者へのフィードバックがあつた * 役員住民票提出は応札時から落札時に変更 	

(別表 続き)

年度	2010 年度 2010.6(H22)～2011.5(H23)	2011 年度 2011.6(H23)～2012.5(H24)
報告書サブタイトル	魅力ある公的統計市場の確立を目指して	環境整備の進展と実効性の実現を目指して
小委員会名称	「民間版ガイドライン検討」小委員会	「民間版ガイドライン検討」小委員会
小委員会のテーマ	<ul style="list-style-type: none"> ・ミニマムスタンダードとしてのガイドラインとは ・会計法案件と公サ法案件の比較検討 ・応札書類標準化への確認点整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・公サ法案件における実施要項チェックリスト準拠浸透度 ・総合評価方式の現状 ・応札における書類対応
検討方法	具体的な案件の応札書類内容の検討	具体的な案件の応札書類内容の検討
検討対象案件	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省：科学技術研究調査公サ法に基づく実施要項チェックリストに基づく案件 ・経済産業省：海外事業活動基本調査統計調査の民間委託に係るガイドラインに基づく会計法案件 	<p>公サ法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省：就労条件総合調査 ・農林水産省：農業物価統計調査 ・経済産業省：企業活動基本調査 ・内閣府：消費動向調査 <p>会計法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務省：サービス産業動向調査
まとめ	<p>実施要項チェックリスト準拠度として。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1 件の公サ法案件のみではあつたが、チェックリスト準拠度は高い ・会計法案件は情報開示が公サ法案件より低かった。 ・仕様書、実施要項のさらなる比較の必要性 ・応札手続きの標準化を公サ法・会計法案件及び府省別に整理 	<p>実施要項チェックリスト準拠の浸透度として。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公サ法案件の準拠度は対象府省とも高い ・会計法案件の傾向は変わらない ・総合評価の評価項目、加点基準とその透明性は依然として課題。但し、調査に特化した ISO20252 への記述は JMRA としては歓迎

ガイドライン変遷	変更なし。	(改正 平成 24 年 4 月 6 日)
チェックリスト変遷	「平成 22 年 3 月 31 日付実施要項(案)チェックリスト(案)」	同左。平成 23 年 7 月に「実施要項(案)チェックリスト」(内容は左記と同一)
官の会議への参加	• 2011.2.17 総務省政策統括官との意見交換(現行ガイドラインへの問題提起) • 2011.12.13 上記の JMRA 見解への回答という形での意見交換	
官の対応状況など	*「統計・データの質・マネジメント研究会」で ISO20252 の公的統計への適用可能性研究開始	* 平成 24 年 4 月 6 日改正ガイドラインには 2011.12.13 の意見交換での JMRA 意見が一部、取り入れられている。 * 2011.11 に統計検定開始(統計調査士・専門統計調査士)

(別表 続き)

年度	2012 年度 2012.6(H24)～2013.5(H25)	2013 年度 2013.6(H25)～2014.5(H26)	2014 年度 2014.6(H26)～2015.5(H27)
報告書 サブタイトル	環境整備の進展と実効性の拡大を目指して	序章!公的統計のプロセス保証に向けて	産官学協働による公的統計調査の品質保証を!!
小委員会名称	「民間版ガイドライン検討」小委員会	「ガイドライン推進」小委員会	「ガイドライン推進」小委員会
小委員会のテーマ	• 会計法案件のガイドラインチェックリスト、会計法の実施要項に基づくチェック • 総合評価方式の課題 • 業務引継ぎにおける課題と対応	• 会計法から公サ法へ移行した案件の移行前後比較 • 会計法案件のガイドラインチェックリストに基づくチェック	• 会計法案件のガイドラインチェックリストに基づくチェック • 改正ガイドラインの前後比較
検討方法	具体的な案件の応札書類内容の検討	具体的な案件の応札書類内容の検討	具体的な案件の応札書類内容の検討
検討対象案件	(会計法) • 農水&経産省:容器包装利用製造調査 • 経済産業省:エネルギー消費統計調査 • 総務省:通信利用動向調査 • 国交省:全国都市交通特性調査 • 厚生労働省:能力開発基本調査 • 農林水産省:農業物価統計調査(公サ法) • 総務省:サービス産業動向調査	(公サ法) • 農水&経産省:容器包装利用製造調査 (会計法) • 総務省:通信利用動向調査 • 国交省:宿泊旅行統計調査 • 厚生労働省:雇用動向調査	(会計法) • 経済産業省:工業統計調査 • 内閣府:景気ウォッチャー調査 • 厚生労働省:生活衛生関係営業経営実態調査 (放送法) • 日本放送協会:全国個人視聴率調査
まとめ	チェックリストおよび要項の浸透度、仕様書への改訂要望事項として。 • 郵送に関する具体的な記述が欠ける • 会計法案件は情報開示が消極的であるので、今後の更なる公開を望む • 同一項目に関する評価が案件(省庁)ごとに異なる • 発注者が指導的立場で引き継ぎ監督を	チェックリストの浸透度、仕様書への改訂要望事項として。 • 会計法から公サ法への移行後、ガイドラインの反映度が大きく高まったことが確認された • 業務実態に即した仕様書を。前年実績等の開示についてガイドラインにも明記することを望む • 業務にふさわしい民間事業者を選定するために、作業量が読みづらい仕様書ではなく必要な情報を十分盛り込んでほしい	チェックリストの浸透度、仕様書への改訂要望事項として。 • 会計法であっても仕様書構成は公サ法の実施要項に準じた構成を望む。定量、定性分析どちらも求められる水準を明確にしてほしい • 正確なコスト計算のため、前回実施状況の積極的な開示を
ガイドライン変遷	(改正 平成 24 年 4 月 6 日)	同左	同左
チェックリスト変遷	平成 23 年 7 月に「実施要項(案)チェックリスト」	同左	同左
官の会議への参加	• 総務省政策統括官主催「民間事業者の活用の見直し・改善に関するワーキンググループ」に参加し、「入札及び受託業務について」意見交換	• 総務省政策統括官主催「民間事業者の活用の見直し・改善に関するワーキンググループ」において ISO20252 の概要と取り組みについて説明し意見交換	• 「平成 26 年度『公共サービス改革基本方針』の見直しに関する意見交換会」に参加 • 厚生労働省と民間委託に関する意見交換会を実施
官の対応状況など	*2013 年 4 月(一社)日本品質管理学会「統計・データの質マネジメント」というシンポジウム開催(統計委員会委嘱)	*2014 年 3 月「公的統計の整備に関する基本的な計画」を策定	*2015 年 4 月より農林水産省で専門調査員の募集開始

C.「資格制度検討」小委員会報告

2016年5月

「資格制度検討」小委員会

第1章 「資格制度検討」小委員会の活動

1.1 目的

「統計検定」は 2011 年以降、一般財団法人統計質保証推進協会と一般社団法人日本統計学会が連携し、統計検定センターによって実施されている。当小委員会では、JMRA 会員社における資格の普及を推進するため、「統計検定」の理解促進と課題の収集、および多方面への周知広報を行い、JMRA 会員社にとって役に立つ資格制度への改善提言を行うことを活動の目的とした。ここでの統計検定資格とは、主に「統計調査士」「専門統計調査士」を指す。なお、統計検定資格の試験は例年 11 月末に行われており、2015 年は 11 月 29 日(日)に実施された。

1.2 検討課題

当小委員会では主に以下の課題を検討した。

- (1) 統計検定資格の受験者数合格者数等について
- (2) 統計検定資格の内容および試験制度全般について
- (3) 統計検定「統計調査士」「専門統計調査士」試験に対応する受験対策講座の企画および開催について
- (4) 統計検定資格に関連する諸機関との連携について

1.3 検討方法

本年度は、各課題に対して下記のような方法で検討を加えた。(1)統計検定資格の受験者数合格者数等については、公表されている統計検定全体の受験者数等の分析、JMRA を通した受験者数等の分析、当委員会で実施したアンケートの分析等を行った。(2)統計検定資格の内容および試験制度全般については、委員の派遣等を通じて検討を加えている。(3)統計検定資格の受験対策講座の企画および開催については、講座日程や講師の調整、教材の検討等を行い、実際の講座開催を行った。(4)統計検定資格に関連する諸機関との連携については、資格制度の方向性や現状について、合格するための方策等情報交換を行うとともに今後の活動についての検討を加えている。

1.4 運営体制

当小委員会は以下のメンバーで運営した。

◎(株)東京サーベイ・リサーチ	芦川勝彦(2016年2月より山中委員と交代)
○(一社)中央調査社	山中博司(2016年2月より芦川委員と交代)
(株)ビデオリサーチ	朝倉真粧美
JMRA 個人会員	岩間伸之
(株)イプソス・ジャパン	金子順勇

JMRA 個人会員

小須田巖

首都大学東京大学院

中山厚穂

◎：リーダー ○：サブリーダー

第2章 検討結果の要約

2.1 統計検定資格の受験者数・合格者数等について

2.1.1 統計検定の受験者・合格者・認定者の推移

2011年から2015年までの受験者数・合格者数と認定者数は以下のとおりである。

表 II C-2-1 統計検定の受験者数・合格者数・資格認定者数

統計調査士					
年度	受験者数	合格者数	合格率		
2011	286	167	58.4%		
2012	302	149	49.3%		
2013	403	170	42.2%		
2014	410	156	38.0%		
2015	404	148	36.6%		

専門統計調査士					
年度	受験者数	合格者数	合格率	資格認定数	認定率
2011	258	206	79.8%	138	67.0%
2012	205	107	52.2%	107	100.0%
2013	229	93	40.6%	80	86.0%
2014	227	88	38.8%	75	85.2%
2015	209	67	32.1%	65	97.0%

*専門統計調査士は、統計調査士の受験も必須であり、両方の合格によって認定される。

出典（統計検定ホームページ）					
----------------	--	--	--	--	--

受験者数は、統計調査士が年々増加してきたがついに頭打ちとなった。この要因は、専門統計調査士の資格認定のために統計調査士のみを受験するケースが終息したこと等が考えられる。また、専門統計調査士の認定には専門統計調査士と統計調査士の両方を合格しなければならないが、このうち片方のみを合格した場合の経過措置が5年間に延長されたものの、当資格制度の開始時に受験した者の経過措置が失効するタイミングに差し掛かってきていることもひとつの要因といえよう。なお、専門統計調査士の受験者数は、2011年度が最大であり、その後も増加基調とはなっていない。

合格率は、両資格とも今回が最も低くなっている。これは参考基準からの出題が一巡したことによる試験問題の高難度化が主因と考えられる。また、専門統計調査士においては経験評価制度の終了も影響を及ぼしていると考えられる。

専門統計調査士の資格認定率は、初年度こそ67%にとどまっていたが、それ以降

は高い割合で推移している。

2.1.2 JMRA 会員社における統計検定受験者の推移

JMRA 会員社における受験者は、下記のように大別される。JMRA 事務局を通した一括申請(受験料割引制度)、会社単独申請、個人申請の3種類があり、このうち以下のデータは、JMRA 事務局を通した一括申請の数値である。

表 II C-2-2 JMRA を通した受験者数

種別	統計調査士		専門統計調査士	
	社数	受験者数	社数	受験者数
2011	14	218	14	249
2012	14	196	11	161
2013	10	133	9	111
2014	8	55	8	45
2015	8	56	6	40

表 II C-2-3 総受験者数と会員社受験者数

種別	統計調査士			専門統計調査士		
	総受験者数	JMRA 受験者数	JMRA の比率	総受験者数	JMRA 受験者数	JMRA の比率
2011	286	218	76.2%	258	249	96.5%
2012	302	196	64.9%	205	161	78.5%
2013	403	133	33.0%	229	111	48.5%
2014	410	55	13.4%	227	45	19.8%
2015	404	56	13.9%	209	40	19.1%

出典（JMRAからの団体申込者と単独申込者のデータから算出）

受験者数は、統計調査士こそ踏みとどまったものの、減少基調に歯止めがかかる。業務上、資格が必要と判断した者や経験評価の加点対象者の資格取得が終息してしまったことが要因と考えられる。

また、統計調査士・専門統計調査士の受験者全体から見た JMRA 会員社の比率も低位にとどまっている。これは、受験者層が JMRA 会員社だけでなく、それ以外の大学生や公務員、一般社会人にも拡大しているためであると考えられる。

2.2 統計検定資格の内容および試験制度全般について

当小委員会では、2011年の創設当初から統計検定センターの活動に協力して資格制度の設計・検討に参画する形で活動を行ってきており、本年度も同様の活動を行っている。例年 11月末に設定される試験日に合わせて活動しており、近年の活動は主に「専門統計調査士」の資格制度全般に関する検討等となっている。

2.3 統計検定資格の受験対策講座の企画および開催について

2.3.1 統計検定資格の受験対策講座の企画

統計検定資格の受験対策講座は昨年と同時期の9～10月に設定し開催を企画した。不合格者の理由の分析や昨年度の講座実施後に検討を加えた点をもとに今年度は下記のような対策を反映させている。

大テーマ	課題	具体的な対策
1. 統計調査に慣れる	・慣れない用語や言い回しに対応できない	・過去問題に出ている用語や出題形式をおさえる ・なるべく多くの文書やコンテンツに触れる
2. 確かな知識の獲得	・試験問題の高度化 ・多変量解析	・各講座の参加条件を明記 ・おさえておくべき項目を伝達
3. 受験上テクニック	・時間が足りない ・質問そのものに戸惑う	・時間配分、優先順位付け ・質問文や出題方法の傾向

また、2014年度の試験問題については解説がリリースされていないこともあり、講師陣において独自の解説文書を検討し、講座において解説・配布を行っている。参考基準に対応させた出題傾向の分析は引き続き行っており、どの単元から出題がされているかが把握できる資料を作成し、配布した。

2.3.2 実績統計検定資格の受験対策講座の開催

JMRA主催の受験対策講座は今年度で2回目の開催となった。募集開始当初、参加者数が伸び悩む時期もあったが、各方面の協力を得て開催の運びとなり、一定の成果を得ることができた。各講座の具体的な内容と実績は下記のとおりである。

(1) 統計学基礎講座

- ・日時：2015年9月29日（火）10～17時（受講者数12名）
- ・講師：小須田巖氏（JMRA個人会員）
- ・講義内容：統計学の基礎を定量調査の手順に沿って学ぶ。具体的には、標本調査と母集団推計、無作為抽出の方法、標本誤差・代表値等。

(2) 統計学応用講座

- ・日時：2015年9月30日（水）10～17時（受講者数6名）
- ・講師：楠本一哲氏（株式会社サーベイリサーチセンター）
- ・講義内容：データ分析における統計手法の活用を学ぶ。具体的には、検定、相関関係、回帰・多変量解析、指數化等。

(3) データの利活用講座（専門統計調査士対応）

- ・日時：2015年10月6日(火)10～17時(受講者数6名)
- ・講師：芦川勝彦氏(株式会社東京サーベイ・リサーチ)
- ・講義内容：専門統計調査士の過去4年間の試験問題を中心に解説。具体的には、データ分析、精度評価、調査データ・分析結果まとめの手法等。

(4) 公的統計実務講座（統計調査士対応）

- ・日時：2015年10月7日(水)10～13時(受講者数15名)
- ・講師：鋤柄卓也氏(株式会社インテージリサーチ)
- ・講義内容：統計調査士の過去4年間の試験問題を中心に解説。具体的には、公的統計の役割、統計法規、統計調査の基礎的知識、統計調査員の役割等。

(5) 調査実施実務講座（専門時計調査士対応）

- ・日時：2015年10月7日(水)14～17時(受講者数10名)
- ・講師：鋤柄卓也氏(株式会社インテージリサーチ)
- ・講義内容：専門統計調査士の過去4年間の試験問題を中心に解説。具体的には、調査の企画・運営・実施、調査員指導等。

テキストは、(1)(2)は講師著作のJMRA発行オリジナルテキスト、(3)～(5)は「日本統計学会／公式認定：統計調査士・専門統計調査士公式問題集(2011～2013年)」(実務教育出版)を中心に講師著作の補助教材を使用した。(4)では立教大学より「統計検定 統計調査士試験 対策コンテンツ」の提供を受けて使用した。

2.3.3 統計検定資格に対応する受験対策講座に関する会員社アンケートの結果

JMRA会員社における受験対策講座の認知状況、および講座への参加状況を「2015年JMRA調査インフラ等に関する実態調査」において質問している。

対策講座の認知状況は、「知っていた」が67%と、昨年度の49%から増加しており、講座の認知については高まってきているといえる。このうち、実際に「参加した」のは12%であった。

また、同調査では自由回答も聞いており、「講座への非参加理由」の主要な内容は、以下のとおりである。

- ・参加費は高くないと思うが、講義時間がほぼ1日なので確保しにくい。
- ・資格保有者を緊急に要する状況ではなかったため。
- ・受験希望者が以前に同講座を受講済だったため。
- ・地方なので参加が困難である。
- ・社としては推奨しておらず、参加は任意で個人の判断に任せているため。

次に「資格に関する考え方や意見」の実際の主要な内容は、以下のとおりである。

- ・その資格があると、なにが有利なのかわからない。
- ・試験の難易度が年々高くなり、実務家に取得してもらうという当初の目的から

- 少しづれてきたように思う。「統計調査士」は、調査員が取得するには難しそうだ。調査員は高齢化しており、知識のみを問う試験はあまり勧められない。
- ・通常の業務に追われている社員に会社から受験の推奨はしづらい。
 - ・試験内容として実務家の資格である以上、経験評価の重視方法を検討してもらいたい。単なるプロジェクト従事本数や経験年数だけではない評価方法である。例えば、管理職経験年数等である。
 - ・統計調査士の試験に合格しないと専門統計調査士の資格を得られないが、専門統計調査士の試験に合格すれば資格を取得できるようになるとよいと思う。
 - ・これまで、調査業界の実務従事者向け専門資格がほとんどなかったように思うので、統計調査士・専門統計調査士資格がより一層世間に認知されることを期待しています。従業員の名刺に取得資格を入れることで、一定の信用評価に繋がると思います。

2.3.4 次年度開催に向けた準備

本年度の受験対策講座実施後に講師および小委員会メンバーで協議を重ねた結果、来年度も受験対策講座を実施する方向となった。「統計調査士」「専門統計調査士」受験対策講座は、3年目を迎えることとなるが、統計検定資格の受験者数が頭打ちである課題があるため、これまでの反省や改善点を踏まえ、より効果的な講座を提供できるよう準備に着手している。

次回に向けた具体的な対策として、統計検定資格の必要性の啓蒙、募集活動の早期始動、スケジュールの分散、集客対象の拡大、個別教材の見直し等が挙がっている。また、講師のアサインについてはすでに、ほぼ見通しが立っている状態である。なお、次年度は2014年度2015年度の試験問題を収録した問題集が発行される予定となっており、これを活用した内容を検討している。

2.4 統計検定資格に関連する諸機関との連携について

2.4.1 立教大学社会情報教育研究センターとの連携

2016年3月、当小委員会メンバー(中山委員長、芦川委員、山中委員、鋤柄委員、渡部JMRA事務局長)が立教大学を訪問し、櫻本健経済学部准教授とミーティングを行った。立教大学へは2015年4月、2014年2月に続き、3回目の訪問となった。その主な内容は下記のとおりである。

同センター発行のテキスト「統計検定 統計調査士試験 対策コンテンツ」は、当委員会で実施をした受験対策講座において使用をしたが、非常に有効であった。来年度に開催を予定している受験対策講座でも使用依頼をしたところ、ご快諾いただいた。

近年の出題内容や試験結果についても情報交換を行った。全国的に合格率が下がってきていていること、出題傾向が安定しないこと等が指摘され、同大学で開催されている講座での対策や方向性について共有をした。

受験者数が伸び悩んでいる点については、大学として講座を開催しているのは一部に限られていること、市場調査業界以外ではあまり知られていないこと等が挙がり、これらの点でも引き続き情報交換等、連携をしていくこととなった。

2.4.2 公益財団法人 統計情報研究開発センターとの連携

同センターによって主催されている「統計実務基礎研修」は、国・都道府県・市区町村及び民間団体の統計実務担当職員を対象として、統計の理論と応用、統計の作成と利用方法等国の統計実務に必要な知識及び技術の習得を図る目的として、毎年5月下旬に1.5日で実施されている。

統計検定試験向けの講座ではないが、必要な知識の獲得に有意義なコンテンツであるため、例年JMRA会員社から受講者が参加している。2015年度は、3社7名が参加した。例年、当小委員会として統計検定の受験希望者に推奨をしており、今後も参加を促していく。